



これまでの新型コロナウイルス感染症の影響と対応

本章では、2023年5月に新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という。）が5類感染症へ移行したことを受けて、感染拡大がこれまでの日本経済や中小企業・小規模事業者にと与えた一連の影響について見ていく。

第1節 感染症の感染拡大と中小企業・小規模事業者への対応

はじめに、感染症の感染拡大の状況と、中小企業・小規模事業者への対応について見ていく。

1. 新規陽性者数の推移

第1-2-1図は、厚生労働省による公表データを用いて、2020年1月から2023年5月までの感染症の新規陽性者数の推移を地域ごとに示したものである³。これを見ると、2020年1月に国内初の感染者が確認され、同年4月には国内で緊急事態宣言が発出、外出自粛要請や休業・時短営業の要請が出された。また、2021年においては、デ

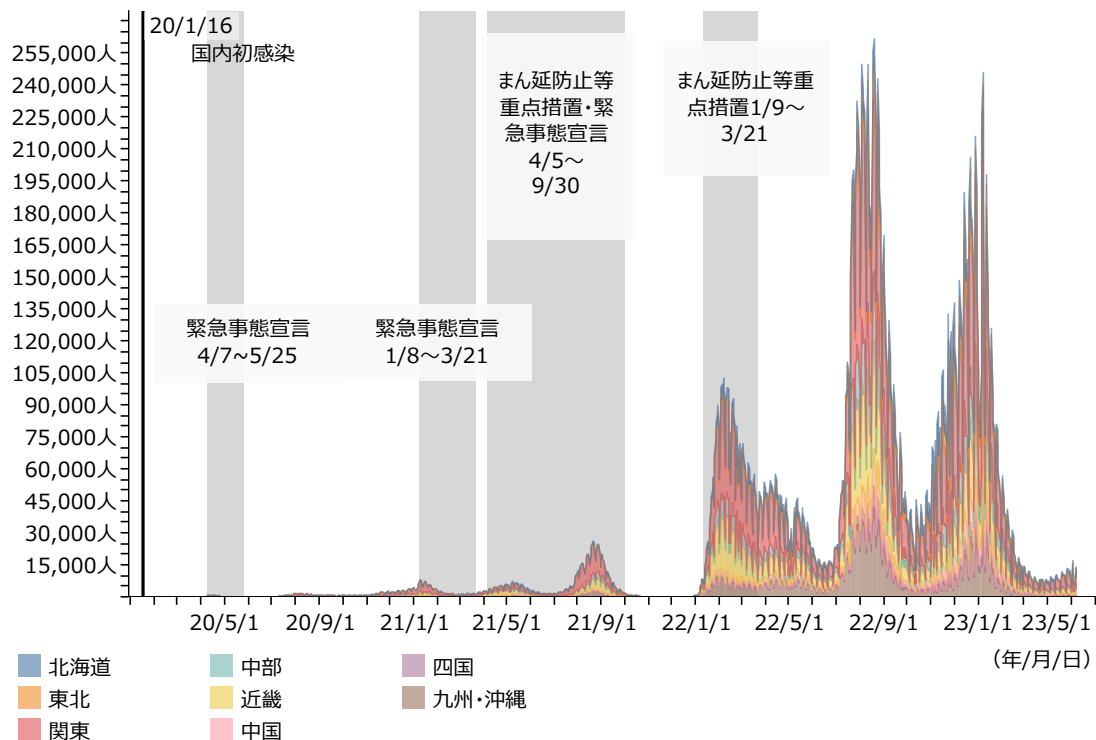
ルタ株を始めとする新たな変異株の流行等を背景に、感染者数の増大に対してまん延防止等重点措置・緊急事態宣言が発出された。

その後、2022年は、経済社会活動と感染症との両立をはかる「ウィズコロナ」を模索する中で、感染力が高いオミクロン株が主流となり、断続的に新規陽性者数が増大した。

3 ここでは「地域」は、下記の地域区分で設定している。

【北海道】北海道【東北】青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島【関東】茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡【中部】富山、石川、岐阜、愛知、三重【近畿】福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山【中国】鳥取、島根、岡山、広島、山口【四国】徳島、香川、愛媛、高知【九州・沖縄】福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第1-2-1図 新規陽性者数の推移



資料：厚生労働省「新規陽性者数の推移（日別）」

（注）1.新規陽性者数は、HER-SYS（新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム）及び自治体公表値を基に集計され、オープンデータとして公開されている。

2.2023年5月8日時点までのデータを用いている。

2. 中小企業・小規模事業者への対応

第1-2-2図は、感染拡大期における2020年の経済産業省の対応状況を整理したものである⁴。これを見ると、緊急事態宣言発出前の1月から3月までの期間においては、感染症による中小企業・小規模事業者の経営面への影響に対応するため、経営支援の相談体制を整備したほか、一時的

な売上げの減少等の業況悪化が見られた企業を対象に、セーフティネット貸付等、資金繰り支援を整備した。緊急事態宣言発出以降は、民間金融機関での実質無利子・無担保融資を開始し、持続化給付金や家賃支援給付金を開始するなど、資金繰り支援を一層強化した。

第1-2-2図 感染症の感染拡大による政府の主な対応（2020年）

月	主な対応内容
1月	「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置。（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構及び各地方経済産業局等）
2月	- 政府系金融機関等に対して、適時適切な貸出、返済猶予等の既往債務の条件変更等、企業の実情に応じた十分な対応を行うこと等の配慮を要請。日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫に対しては、セーフティネット貸付の活用も併せて要請。 - 経済産業大臣、厚生労働大臣及び国土交通大臣から、感染拡大防止に向けた労使団体（日本経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会、日本労働組合総連合会）への協力要請等（テレワーク・時差通勤等）の実施。 - 経済産業省の要請により、日本政策金融公庫が感染症に関する特別相談窓口を開設、セーフティネット貸付の要件を緩和。 - 中小企業者への資金繰り支援措置として、セーフティネット保証4号の発動を決定（指定地域：47都道府県）。 - 土・日の中小企業・小規模事業者からの経営上の相談体制を整備。（日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業基盤整備機構、よろず支援拠点、中小企業庁及び地方経済産業局等）
3月	- 中小企業者への資金繰り支援措置として、セーフティネット保証5号の発動を決定。 - 下請等中小企業との取引において、納期遅れの対応や迅速・柔軟な支払いなど、一層の配慮を講じるように、関係団体を通じ、親事業者に要請開始。 - 日本政策金融公庫、信用保証協会、商工会議所等の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」に加え、中小企業向け対応策の内容や資金繰りに関する相談に対応する「中小企業金融相談窓口」を設置。 - 既に実施したセーフティネット保証に加えて、危機関連保証を初めて発動。また、セーフティネット保証5号の対象となる業種を追加指定。 - 感染症への対応を踏まえ、2020年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動及び2019年度卒業・修了予定等の内定者への特段の配慮を行うよう、内閣官房、文部科学省、厚生労働省と連名で関係団体に要請。 - 第2弾の緊急対応策に盛り込まれた商工組合中央金庫による危機対応業務（商工組合中央金庫の全国約100支店において、中小・小規模事業者に対する実質無利子貸付の相談）を開始。 - 全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、セーフティネット保証5号の指定業種については、令和元年度第4四半期において、2回にわたり業種見直しを行い、指定業種を追加。さらに、業種別の業況を踏まえ、令和2年度第1四半期の対象業種を拡大。
4月	（4月7日～5月25日）緊急事態宣言 - 感染症の影響を受ける業種に属する中小企業者の業況が悪化していることを踏まえ、中小企業者の資金繰り支援措置として、セーフティネット保証5号の対象業種の追加指定を行うことを決定。この措置により、一般保証と別枠の保証が利用可能に。 - 令和2年度補正予算案の閣議決定を受け、これまでの資金繰りに関する相談に加え、「中小企業金融・給付金相談窓口」において給付金関係の相談を受付開始。 - 政府より緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、電気・ガス事業者に対し、料金支払いの猶予等、柔軟な対応を行うことを改めて要請。 - 感染拡大防止の観点から、日本商工会議所等の中小企業団体の長に対して、在宅勤務等の対応を進めることを要請。経済産業省では所管団体に対して、同様の要請を行うとともに、特に取引先等の出勤についても配慮するよう要請。 - 感染症の影響で足下の経営課題に苦慮する事業者に対して、事業や雇用の維持のため、新たな給付金制度の創設をはじめとする、各種支援制度を分かりやすく紹介したリーフレットを作成。 - 感染拡大に伴い、中小企業者の資金繰り支援措置の対象事業者を拡大。具体的には、セーフティネット保証5号の対象業種を全業種とした。また、政府系金融機関・信用保証協会が融資や保証の対象外となっている業種について見直しを実施。
5月	- 持続化給付金の申請受付を開始。 - 民間金融機関での実質無利子・無担保融資を開始。
6月	持続化給付金の申請サポートについて、全国の商工会、商工会議所において、専門の相談員を配置し、各種相談対応を強化。
7月	家賃支援給付金の申請受付開始。
8月	家賃支援給付金の支給開始。
9月	
10月	Go To 商店街事業の実施事業者の先行募集を開始。
11月	サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金：146件の事業を採択。
12月	

資料：内閣官房「新型コロナウイルスに関連した感染症について 関係省庁における対応状況一覧＜令和2年＞」より中小企業庁作成
（注）各省庁における取組状況のうち、経済産業省の対応を、一部抜粋して示している。

⁴ 第1-2-2図、第1-2-3図、第1-2-4図で用いている内容は、内閣官房「新型コロナウイルスに関連した感染症について～関係省庁における対応状況一覧～（令和5年10月31日現在）」を参照している。

2021年は、年初に再度の感染拡大を受けて、緊急事態宣言が再び発出されたほか、その後、2021年4月以降に急速に感染が拡大した感染症の変異株（デルタ株）の影響もあり、緊急事態宣言の延長、まん延防止等重点措置が相次いで発出された。

第1-2-3図は、2021年における経済産業省の対応状況を見たものである。これを見ると、2021年には、2020年より開始した資金繰り支援を継続したほか、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業、不要不急の外出自粛等の影響から、売上げが減少した中小企業・小規模事業者の事業継

続を目的とする「一時支援金」の給付や、経営計画に基づく、小規模事業者等の販路開拓や業務効率化の取組を支援する「小規模事業者持続化補助金」など、深刻な影響を受けた中小企業・小規模事業者に対する経済的支援が継続して行われた。そのほか、「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（ものづくり補助金）」や「事業再構築補助金」など、事業継続だけでなく、新たな需要の獲得や生産性向上に向けた中小企業・小規模事業者の設備投資等の取組を促進する支援策も実施されたことが分かる。

第1-2-3図 感染症の感染拡大による政府の主な対応（2021年）

月		主な対応内容
1月	(1月8日～3月21日) 緊急事態宣言	■ 感染症の影響拡大を受けた緊急事態宣言の発出を踏まえ、政府系金融機関に対し、中小企業・小規模事業者等の資金繰り支援を要請。
2月		■ 感染症の影響拡大を踏まえて緊急事態宣言が延長されたことや、事業者の資金需要が高まる年度末が控えていること等を踏まえ、政府系金融機関に対し、中小企業・小規模事業者等の資金繰り支援を要請。 ■ 緊急事態宣言の発出に伴い、開催予定であった音楽、演劇等の公演の開催等を延期・中止した主催事業者に対して、会場キャンセル費用等を支援する補助金（J-LODlive補助金）の公募要項等公表、及び申請受付開始。 ■ 中小企業生産性革命推進事業「小規模事業者持続化補助金」の「コロナ特別対応型（第4回締切分）」について、採択事業者を決定。 ■ 令和元年度補正予算・令和2年度補正予算「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」（一般型・グローバル展開型：4次締切）の採択結果を公表。
3月		■ 一時支援金の申請受付を開始。 ■ 感染症の発生から1年以上が経つ中で、事業者への影響の長期化が懸念されること等を踏まえ、追加融資も含めた資金繰り支援に全力を挙げて丁寧かつ迅速な対応をするよう、株式会社商工組合中央金庫等に対して要請。 ■ 事業再構築補助金の公募要領（第1回）を公表。 ■ 令和元年度補正予算・令和2年度補正予算「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」（一般型・グローバル展開型：5次締切）の採択結果を公表。 ■ 中小企業生産性革命推進事業「小規模事業者持続化補助金」の「コロナ特別対応型（第5回締切分）」について、採択事業者を決定。
4月	東京オリンピック2020（4月5日～9月8日） まん延防止等重点措置・緊急事態宣言 （8月24日～9月5日）	■ 緊急事態宣言の再発令に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出自粛などにより影響を受ける中小事業者への支援措置について、経済産業省ホームページで公表。 ■ 感染症の影響拡大を受けた緊急事態宣言の発出を踏まえ、政府系金融機関に対し、中小企業・小規模事業者等の資金繰り支援を要請。
5月		■ 感染症の影響拡大を踏まえて緊急事態宣言が延長されたこと等を踏まえ、関係機関に対し、感染症の影響を受けている事業者の資金需要に迅速に対応できるように要請。 ■ 2021年5月7日に改訂された「感染症対策の基本的対処方針」を踏まえ、各企業・団体から5月18日までに回答のあった、テレワーク等の実施状況を取りまとめ、公表。
6月		■ 感染症の影響拡大により緊急事態宣言が再延長されたこと等に伴い、時短要請やイベント開催制限等の影響を受ける事業者の業況や資金ニーズを積極的に把握した上で、資金繰り支援等に引き続き対応するよう、関係機関に対し要請。 ■ 令和2年度3次補正予算「事業再構築補助金」について、第1回受付締切の採択結果を公表。
7月		■ 中小企業生産性革命推進事業「小規模事業者持続化補助金＜低感染リスク型ビジネス枠＞」について、第1回受付締切の採択事業者を決定。
8月		
9月		■ 感染症の影響の長期化による緊急事態宣言の再延長を踏まえ、政府系金融機関に対し、中小企業・小規模事業者等の資金繰り支援を要請。 ■ 中小企業生産性革命推進事業「小規模事業者持続化補助金＜低感染リスク型ビジネス枠＞」について、第2回受付締切の採択事業者を決定。 ■ 令和2年度3次補正予算「事業再構築補助金」について、第2回受付締切の採択結果を公表。 ■ 令和元年度補正予算・令和2年度補正予算「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」（一般型・グローバル展開型：7次締切）について、採択結果を公表。
10月		■ 緊急事態宣言が解除された19都道府県による飲食店への時短要請や外出自粛要請などの影響を受ける事業者に対する、「月次支援金」の延長を実施。 ■ 事業再構築補助金の公募要領（第4回）を公表。
11月		■ 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、政府系金融機関による実質無利子・無担保融資及び危機対応融資を2022年3月まで継続するとともに、日本政策金融公庫等による新型コロナ特別貸付を2022年4月以降も継続する方針を発表。 ■ 中小企業生産性革命推進事業「小規模事業者持続化補助金＜低感染リスク型ビジネス枠＞」について、第3回受付締切の採択事業者を決定。 ■ 令和2年度3次補正予算「事業再構築補助金」について、第3回受付締切の採択結果を公表。
12月		■ 関係省庁から、政府系金融機関等に対し、年末の資金繰り支援の徹底等について要請。

資料：内閣官房「新型コロナウイルスに関連した感染症について 関係省庁における対応状況一覧＜令和3年＞」より中小企業庁作成
（注）各省庁における取組状況のうち、経済産業省の対応を、一部抜粋して示している。

第1-2-4図は、2022年の経済産業省における対応状況を見たものである。これを見ると、特に2022年3月には「中小企業活性化パッケージ」が策定され、コロナ資金繰り支援の継続のほか、債務が増大した中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを促す総合的な支援策を展開し

たことが特徴的な施策として挙げられる。2022年1月から3月にかけて発出されたまん延防止等重点措置以降、時短営業や外出自粛等の動きが緩和されていく中で、「アフターコロナ」を見据えた施策が実行されたことがうかがえる。

第1-2-4図 感染症の感染拡大による政府の主な対応（2022年）

月		主な対応内容
1月	まん延防止等重点措置 (1月9日～3月21日)	■ 事業復活支援金の通常申請受付を開始。 ■ 中小企業生産性革命推進事業「小規模事業者持続化補助金＜低感染リスク型ビジネス枠＞」について、第4回受付締切の採択事業者を決定。 ■ 令和元年度補正予算・令和2年度補正予算「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」（一般型・グローバル展開型：8次締切）について、採択結果を公表。
2月		■ 事業復活支援金の特例申請受付を開始。 ■ 収益チャネルの多様化等の取組を行うイベントの開催費用等を支援する補助金（J-LOD（3）補助金）の公募要領を公表。
3月		■ 経済産業省・金融庁・財務省において、「中小企業活性化パッケージ」を策定・公表。 ■ 令和2年度3次補正予算「事業再構築補助金」について、第4回受付締切の採択結果を公表。 ■ 令和元年度補正予算・令和2年度補正予算「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」（一般型・グローバル展開型：9次締切）について、採択結果を公表。
4月		
5月		■ 中小企業生産性革命推進事業「小規模事業者持続化補助金＜低感染リスク型ビジネス枠＞」について、第6回受付締切の採択事業者を決定。 ■ 令和元年度補正予算・令和3年度補正予算「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」（一般型・グローバル展開型：11次締切）について、公募要領を公表。
6月		
7月		■ 事業再構築補助金の公募要領（第7回）を公表。 ■ 令和元年度補正予算・令和3年度補正予算「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」（一般型・グローバル展開型：10次締切）について、採択結果を公表。
8月		■ 令和元年度補正予算・令和3年度補正予算「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」（一般型・グローバル展開型：12次締切）について、公募要領を公表。
9月		■ 「事業再構築補助金」について、第6回受付締切の採択結果を公表。
10月		■ 事業再構築補助金の公募要領（第8回）を公表。 ■ 令和元年度補正予算・令和3年度補正予算「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」（一般型・グローバル展開型：11次締切）について、採択結果を公表。
11月		
12月		■ 事業再構築補助金について、第7回受付締切の採択結果を公表。

資料：内閣官房「新型コロナウイルスに関連した感染症について 関係省庁における対応状況一覧＜令和4年＞」より中小企業庁作成

（注）各省庁における取組状況のうち、経済産業省の対応を、一部抜粋して示している。

第2節 感染拡大以降の経済状況

次に、感染拡大以降の経済状況について見ていく。

1. マクロ経済

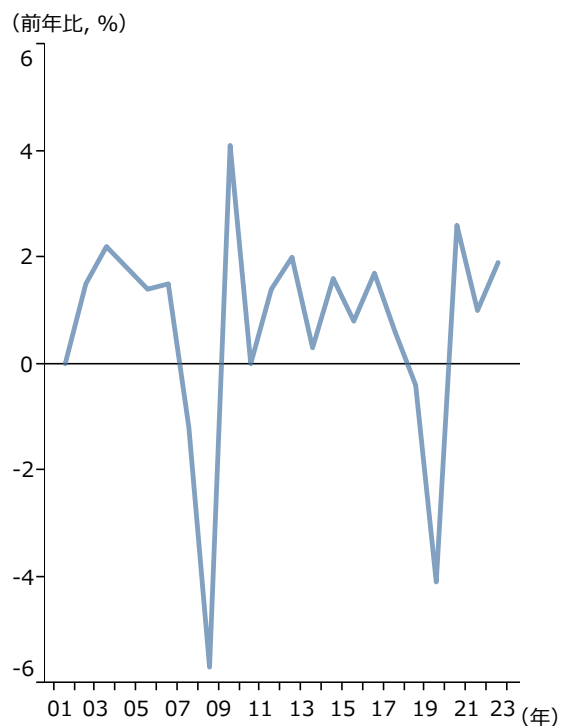
第1-2-5図は、実質GDP成長率の推移について見たものである。これを見ると、2020年第2四半期は、感染拡大防止のための外出自粛等による内需の下押し、主要貿易相手国でのロックダウン等による外需の大幅な減少により大きくマイナスとなった。その後、緊急事態宣言解除後の第3四半期、第4四半期には、国内外における経済社会活動の段階的な再開が行われ、輸出や国内消費の回復を主因に前期比でプラス成長となった。

2021年においては、海外経済の回復を機に輸出が増加した一方、第1四半期において、国内では2021年1月より発出された緊急事態宣言に

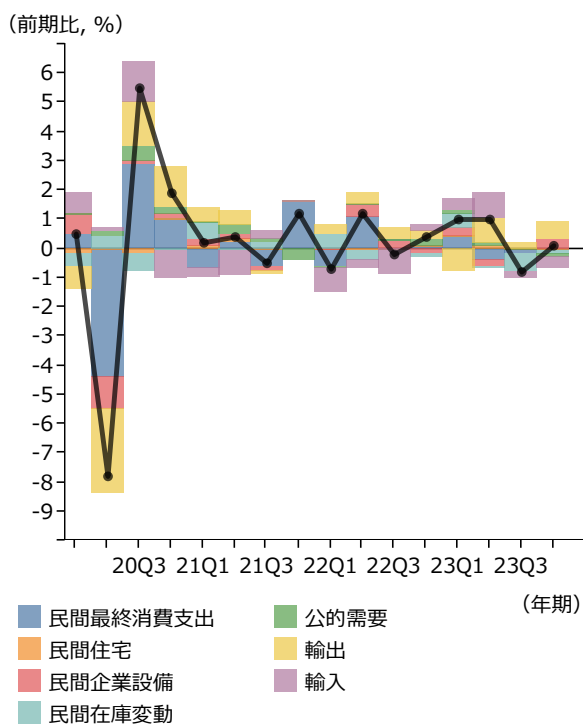
よって、個人消費が大きく落ち込んだことで、成長率は前期比でゼロ近傍まで低下した。一方、第2四半期には、ワクチン需要を背景とする輸入増加がマイナス寄与となったものの、消費の回復や輸出の伸びによって成長率は一時的に持ち直した。第3四半期においては、半導体不足による部品供給制約に加えて、緊急事態宣言の再発出・延長による感染症の影響の長期化を背景として消費が減少し、マイナスに転じた。2022年においては、感染拡大によって先送りとなっていた設備投資が活発化したほか、生産活動や消費活動の回復により、持ち直しの動きが見られた。

第1-2-5図 実質GDP成長率の推移

① 実質GDP成長率の推移（年間）



② 実質GDP成長率の推移（四半期）



資料：内閣府「国民経済計算」

(注) 1. 2015年暦年連鎖価格方式。

2. 数値は、「2023年10-12月期四半期別GDP速報（2次速報値）」（2024年3月11日公表）による。

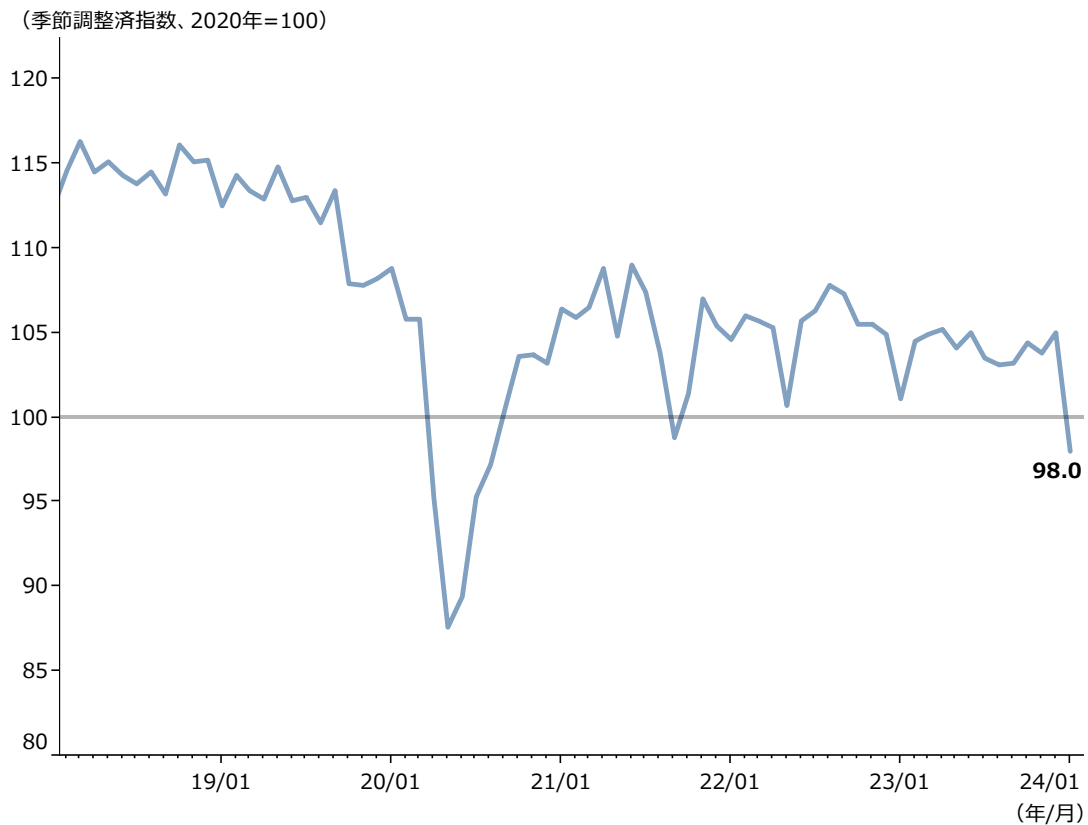
2. 感染拡大以降の生産活動の状況

第1-2-6図は、経済産業省「鉱工業生産指数」の推移を見たものである。これを見ると、2020年4月には緊急事態宣言の影響によって大幅な落ち込みとなった一方で、2020年9月以降は、供給制約等が下押し要因となった時期もあったものの、基調として生産は持ち直しの動きが継続した。

2021年は感染拡大前と比べて堅調に回復していたものの、半導体不足や、東南アジアの感染拡大

大を受けた工場稼働停止等による部材調達難などの供給制約の影響で、特に2021年9月において一時的に大きく落ち込んだ。2022年は、3月より実施されていた中国のロックダウンや、半導体等の部品不足といった供給制約から、特に5月に生産の落ち込みが見られ、国際的な感染拡大の影響が継続していたことが分かる。

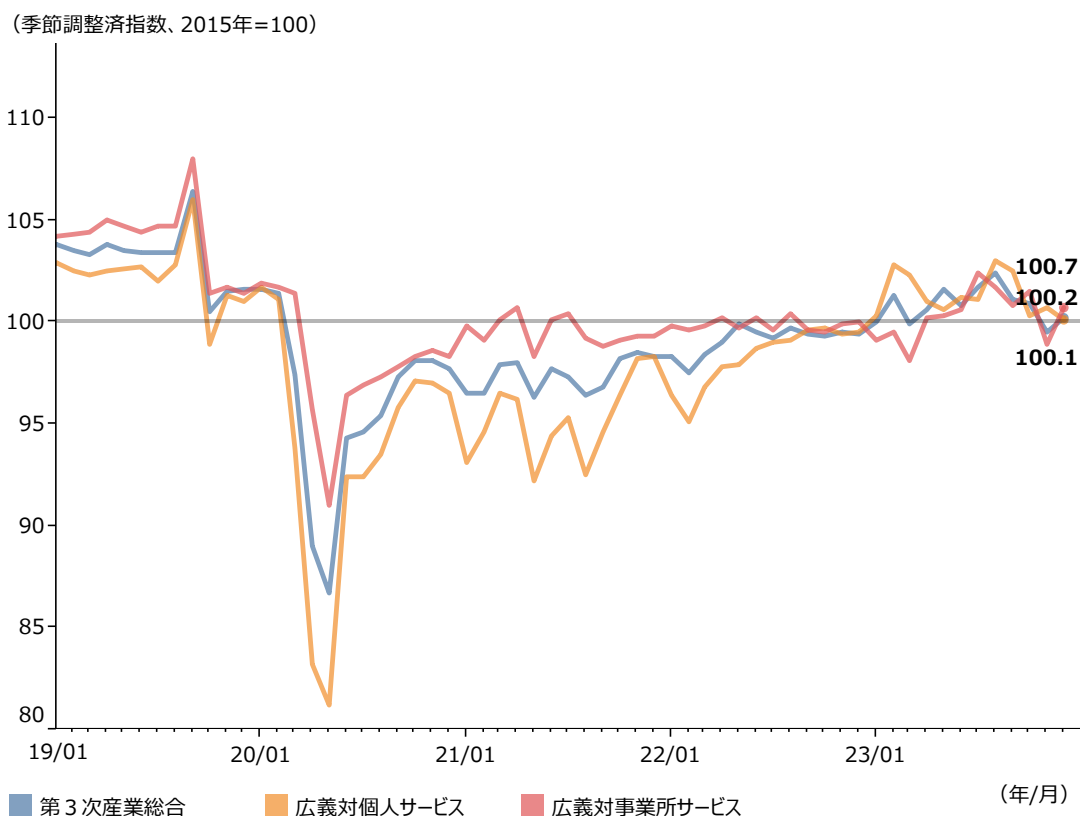
第1-2-6図 鉱工業生産指数の推移



第1-2-7図は、経済産業省「第3次産業活動指数」を用いて、非製造業や広義のサービス業などの第3次産業に属する対個人サービス・対事業所サービスの活動指数の推移を見たものである。これを見ると、感染拡大の影響により、2020年5月にかけてサービス活動指数は大幅に低下した。その後は回復傾向で推移しているものの、緊急事

態宣言や、まん延防止等重点措置の発出期においては再度指数が低下しており、経済社会活動の抑制の影響が長期化していたものと考えられる。2023年におけるサービス活動指数については、感染症が5月に5類に移行したことを受けて、おおむね2015年の水準を超えて推移している。

第1-2-7図 広義対個人サービス・広義対事業所サービス活動指数の推移



資料：経済産業省「第3次産業活動指数」

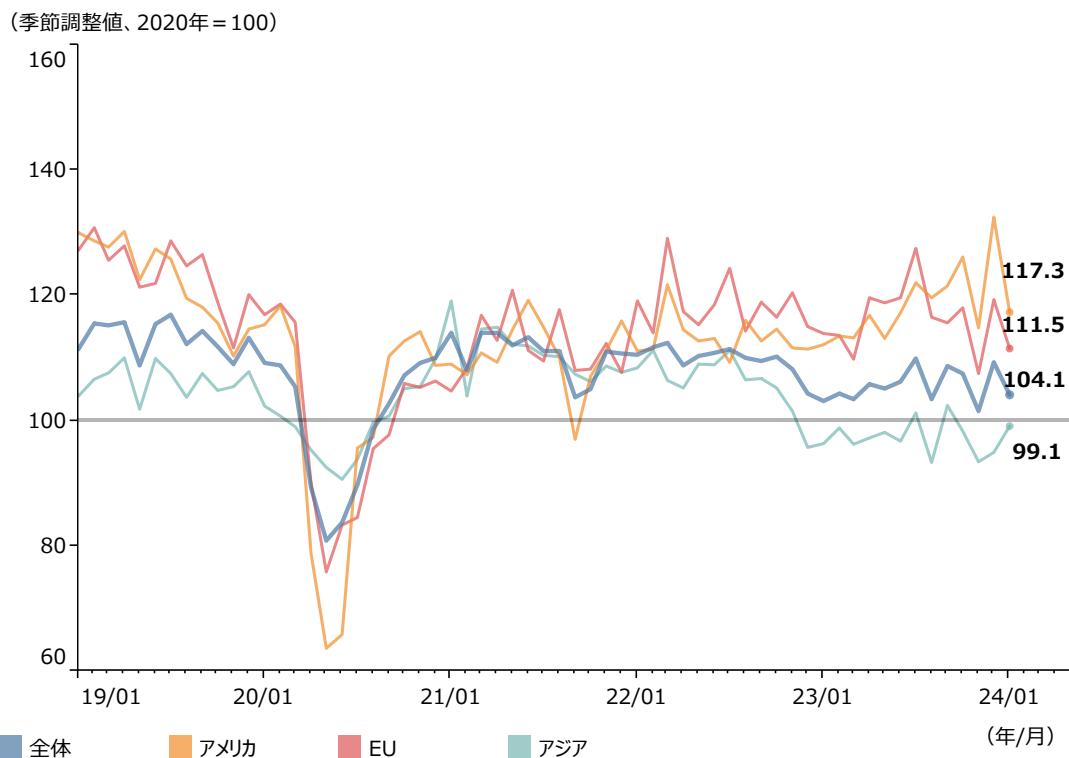
(注) 指数値は、「2023年12月分」（2024年2月16日公表）による。

3. 感染拡大以降の輸出・輸入

続いて、感染拡大以降における輸出・輸入の動向について整理する。第1-2-8図は、財務省「貿易統計」を用いて、輸出先の地域別に輸出数量の推移を見たものである。これを見ると、2020年においては、特に諸外国のロックダウンや国内の緊急事態宣言と重なる3月から5月にかけて、全体的に輸出数量が減少していた。一方で、アジア

向けの輸出数量は、ゼロコロナ政策を進めていた中国の外需回復等を背景として、ほかと比べて減少幅が小さくなっていた。その後の2021年は、一時的な落ち込みは見られたものの、国内の生産回復とともに、輸出数量を堅調に伸ばしていたことが分かる。

第1-2-8図 輸出数量指数の推移（地域別）



資料：財務省「貿易統計」

(注) 1.内閣府による季節調整値。指数値は、「2024年1月分」(2024年2月28日公表)による。

2.EUについては、英国を除く27か国ベース。

第1-2-9図は、財別に実質輸出指数の推移を見たものである。これを見ると、2020年3月から5月にかけて、工場の稼働停止等に伴うサプライチェーンの切断などによる生産活動の停滞を受けて、特に「自動車関連」の輸出が大幅に低下した。さらに、東南アジアで生じた感染拡大による

供給制約に伴う自動車の減産が影響し、2021年9月、10月においても大幅に減少していたことが分かる。一方で、「情報関連」、「資本財」については、感染拡大を受けたテレワークの浸透などによるデジタル関連財の需要増加から、堅調に上昇していたことが分かる。

第1-2-9図 実質輸出指数の推移（財別）

（季節調整値、2020年=100）



資料：日本銀行「実質輸出入の動向」

（注）1.指数値は、「2024年1月分」（2024年2月27日公表）による。

2.自動車関連は、自動車、自動車の部分品、原動機などを含む。

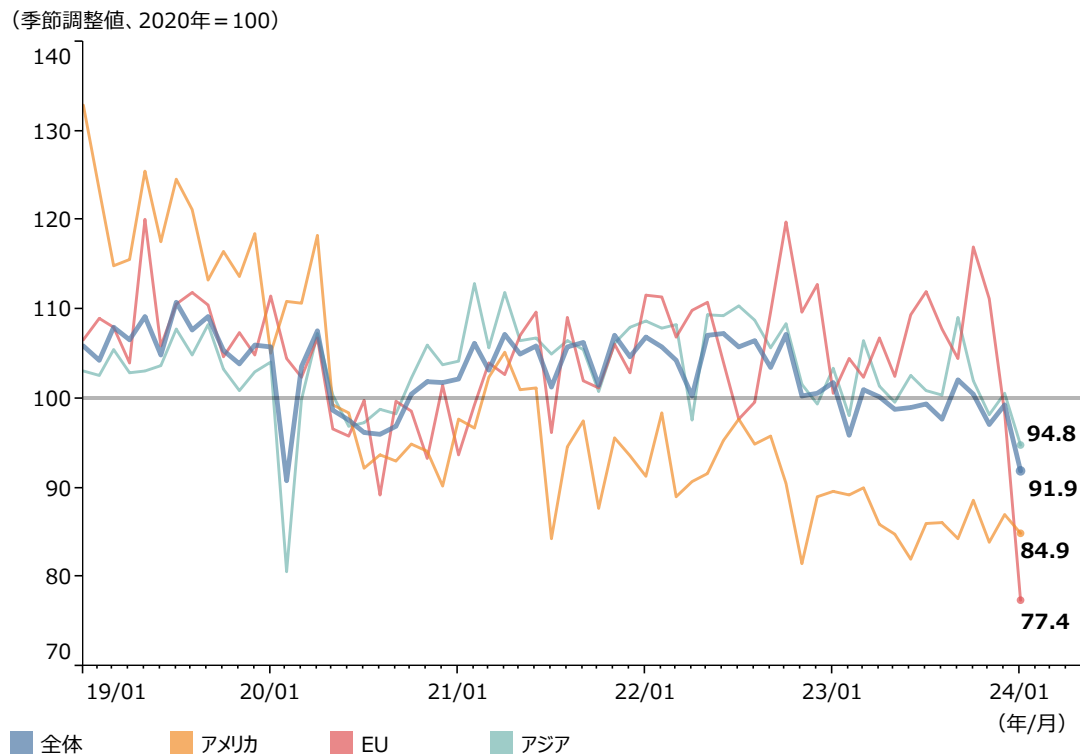
3.情報関連は、電算機類、通信機、半導体等電子部品、音響・映像機器、科学光学機器などを含む。

4.資本財は、金属加工機械、建設用・鉱山用機械、重電機器、半導体等製造装置、船舶などを含む。

第1-2-10図は、財務省「貿易統計」を用いて、地域別に輸入数量指数の推移を見たものである。これを見ると、感染症対策のワクチン輸入の本格化などを背景に、2021年前半においては、アメ

リカやEUからの輸入が増加した。以降はアメリカからの輸入数量が低下し続けており、EU、アジア地域からの輸入が拡大している。

第1-2-10図 輸入数量指数の推移（地域別）



資料：財務省「貿易統計」

(注) 1. 内閣府による季節調整値。指数値は、「2024年1月分」(2024年2月28日公表)による。

2. 2024年1月は速報値。

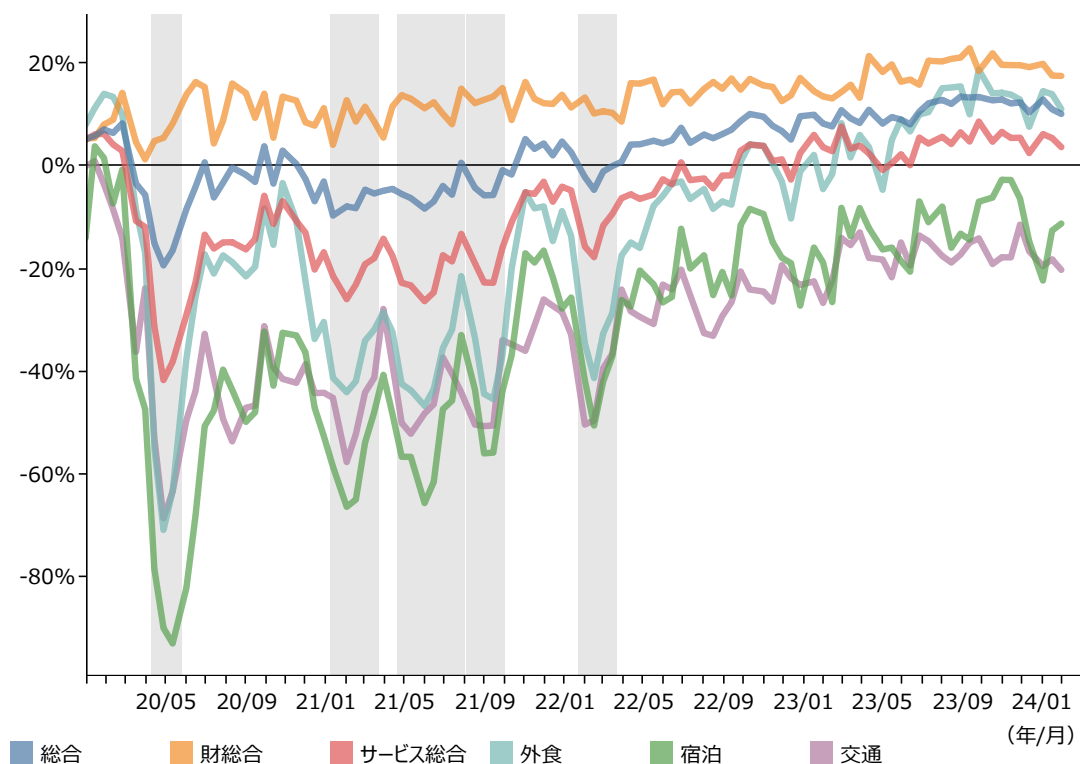
3. EUについては、英国を除く27か国ベース。

4. 感染拡大以降の消費

中小企業白書（2022）では、内閣府の「消費総合指数」の推移から、2020年3月に消費水準が一度低下し、4月の緊急事態宣言後に消費は更に大きく落ち込み、宣言解除後に一時的に回復したものの、2022年までを通じて感染拡大前の水準に回復しきれていない状況が続いたことを示している⁵。感染拡大期における、業種別の消費支出について確認すると、外出自粛の影響を受けた「宿泊」においては2020年7月以降に実施された「Go To トラベル事業」、飲食店の時短営業等の影響を受けた「外食」においては2020年10

月以降に実施された「Go To イート事業」など、政府の消費喚起策によって消費の下支えを行ったが、「交通」の消費は、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が発出されている期間において、感染拡大前の水準から再度大きく減少したことが分かる（第1-2-11図）。なお、2023年においては、感染拡大前の水準以上に消費が回復している一方で、「宿泊」や「交通」の消費は戻りきっていない。このことから、感染拡大以降、人々の消費形態に変化が見られることが示唆される。

第1-2-11図 消費支出の推移（業種別）



資料：（株）ナウキャスト／（株）ジェーシービー「JCB消費NOW」より中小企業庁作成（2024年2月29日時点）

（注）1. 2016年度から2018年度の同時期平均と比較した、一人当たり消費金額と消費者数の変化を織り込んだ数値。

2. 首都圏1都3県に緊急事態宣言・まん延防止等重点措置が発出されていた期間を灰色で示している。

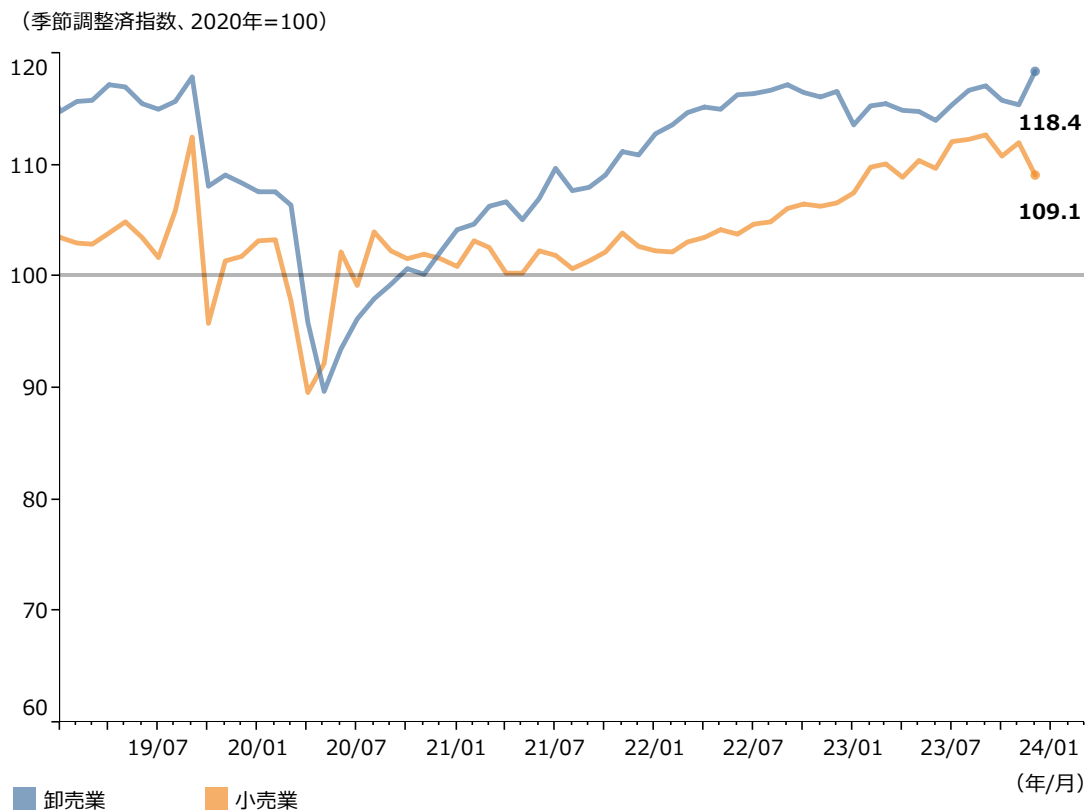
3. 「総合」は消費全体、「財総合」は小売業消費全体、「サービス総合」はサービス業消費全体を指す。

⁵ 一方で、内閣府（2021b）によると、耐久消費財の動きとしては、テレワークの普及などに伴うパソコン需要、在宅時間の長期化に伴うテレビ、冷蔵庫、洗濯機等の需要の高まりを受けて増勢が続いたとされている。

第1-2-12図は、経済産業省「商業動態統計調査」を用いて、消費の動向を供給側から見たものである。これを見ると、「卸売業」については、2020年3月から5月にかけて大幅に供給が低下したものの、足下では回復しており、感染拡大前の水準に戻っている。「小売業」においても、緊

急事態宣言の影響を受けて2020年3月から5月に大幅に低下したが、6月以降は回復した。その後、2021年では、一時的な供給低下も見られたが、2022年以降は「小売業」も感染拡大前の水準に回復している。

第1-2-12図 商業販売額指数の推移



資料：経済産業省「商業動態統計調査」

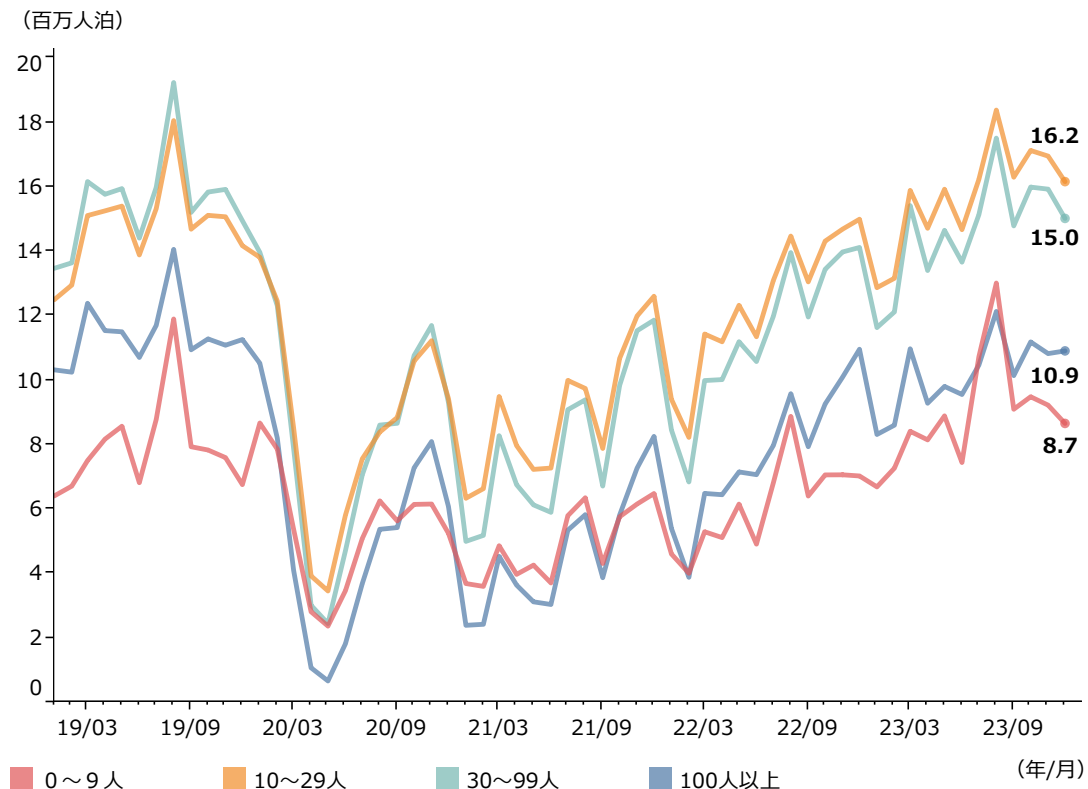
(注) 指数値は、「2023年12月分」(2024年2月15日公表)による。

5. 感染拡大以降の人流

感染拡大期においては、サービス業における売上高の減少の背景として、営業活動の制限のほかにも、外出自粛などによる宿泊・旅行の制限など、人流への影響があったことが挙げられる。第1-2-13図は、観光庁「宿泊旅行統計調査」を用いて、延べ宿泊者数の推移を従業者規模別に見た

ものである。これを見ると、2020年7月以降の「Go Toトラベル事業」の実施時期において回復の傾向が見られたが、感染拡大前の水準までには至らなかった。その後は、行動規制の緩和等により、徐々に持ち直している。

第1-2-13図 延べ宿泊者数の推移（従業者規模別）



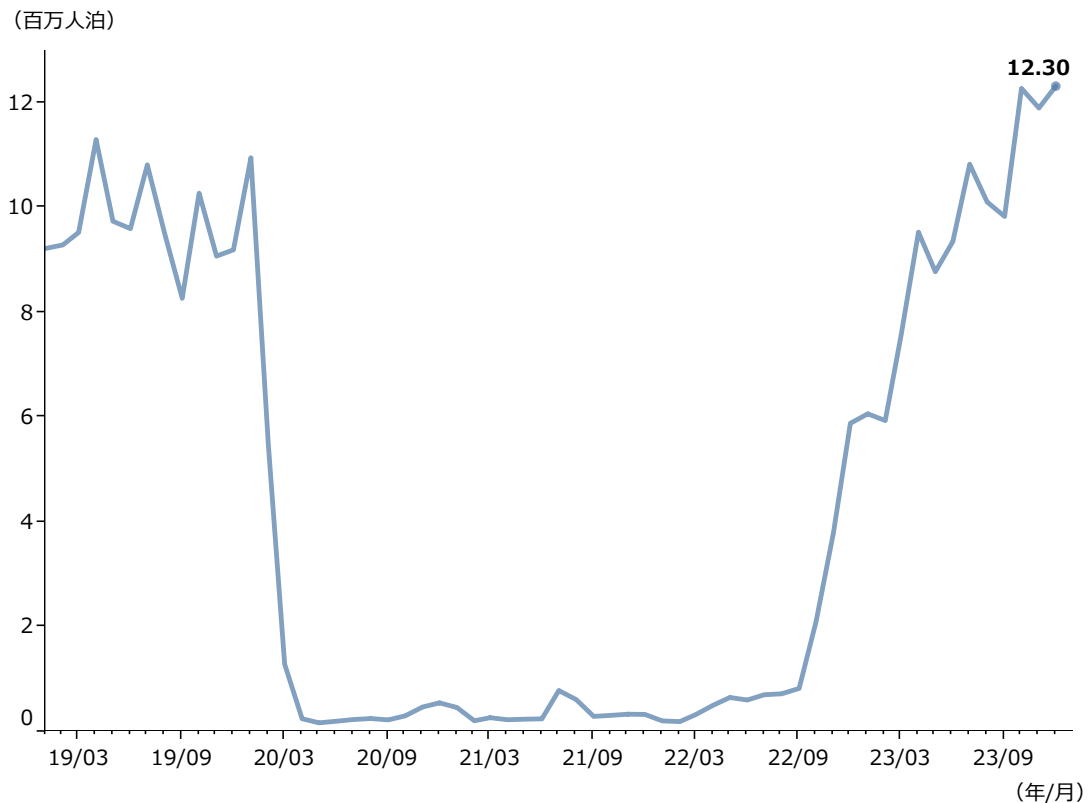
資料：観光庁「宿泊旅行統計調査」

(注) 延べ宿泊者数について、2019年～2022年は確定値を用いており、2023年は速報値を用いている。

第1-2-14図は、外国人延べ宿泊者数の推移を見たものである。これを見ると、インバウンド需要を支えていた外国人宿泊者数については、出入国規制の影響による訪日外国人数の激減により、2022年2月頃まで非常に少ない数となっていた。

2022年においては、段階的に外国人の新規入国制限が緩和され、特に同年10月以降は、入国者数制限の撤廃や個人旅行の解禁などを受けて、急激に外国人宿泊者数が増加しており、2023年12月には感染拡大前を超える水準となっている。

第1-2-14図 外国人延べ宿泊者数の推移



資料：観光庁「宿泊旅行統計調査」

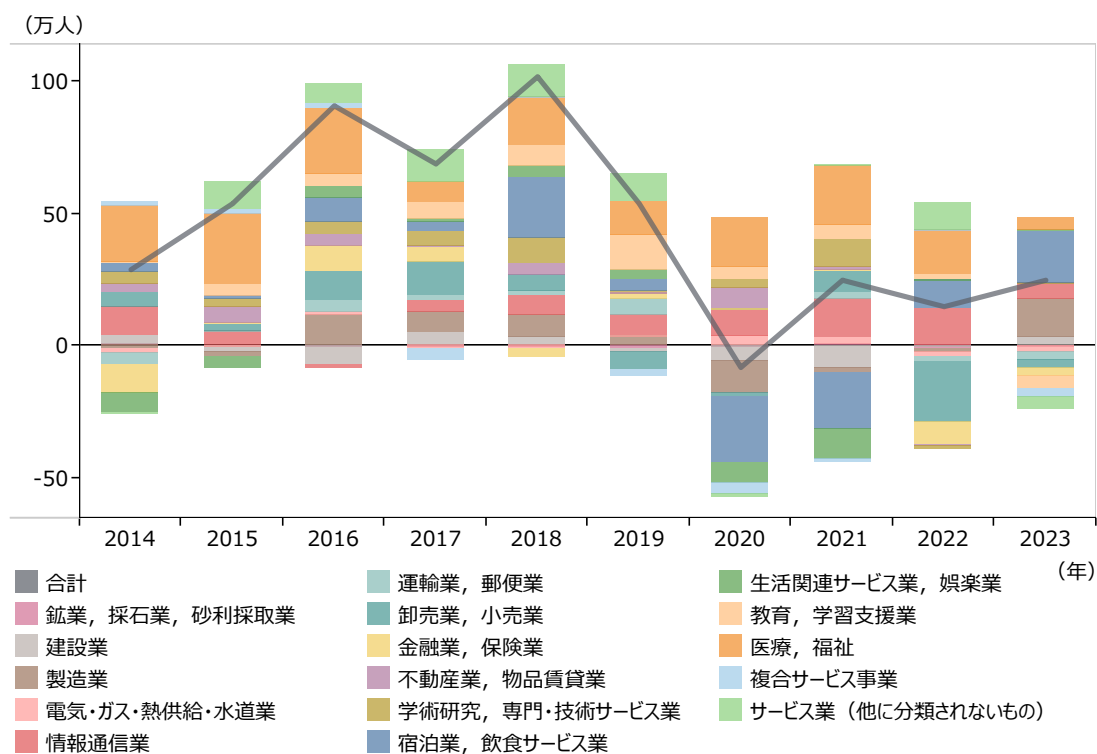
(注) 延べ宿泊者数について、2019年～2022年は確定値を用いており、2023年は速報値を用いている。

6. 感染拡大以降の雇用

第1-2-15図は、総務省「労働力調査（基本集計）」を用いて、産業別に雇用者数の増減の推移を見たものである。これを見ると、感染拡大後の2020年においては、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」が雇用者数を多く減少させており、合計としてもマイナスとなっている。2021年からは雇用者数の変化がプラス

に転じている。特に、感染拡大後の需要変化により、「医療、福祉」や「情報通信業」においては、2020年から2021年にかけて、雇用者数の増加幅を拡大させている。また、2020年で雇用者数の減少幅が大きかった「製造業」は、2021年に減少幅が縮小し、2023年には雇用者数が増加に転じていることが分かる。

第1-2-15図 雇用者数の増減の推移（前年比、産業別）



資料：総務省「労働力調査（基本集計）」

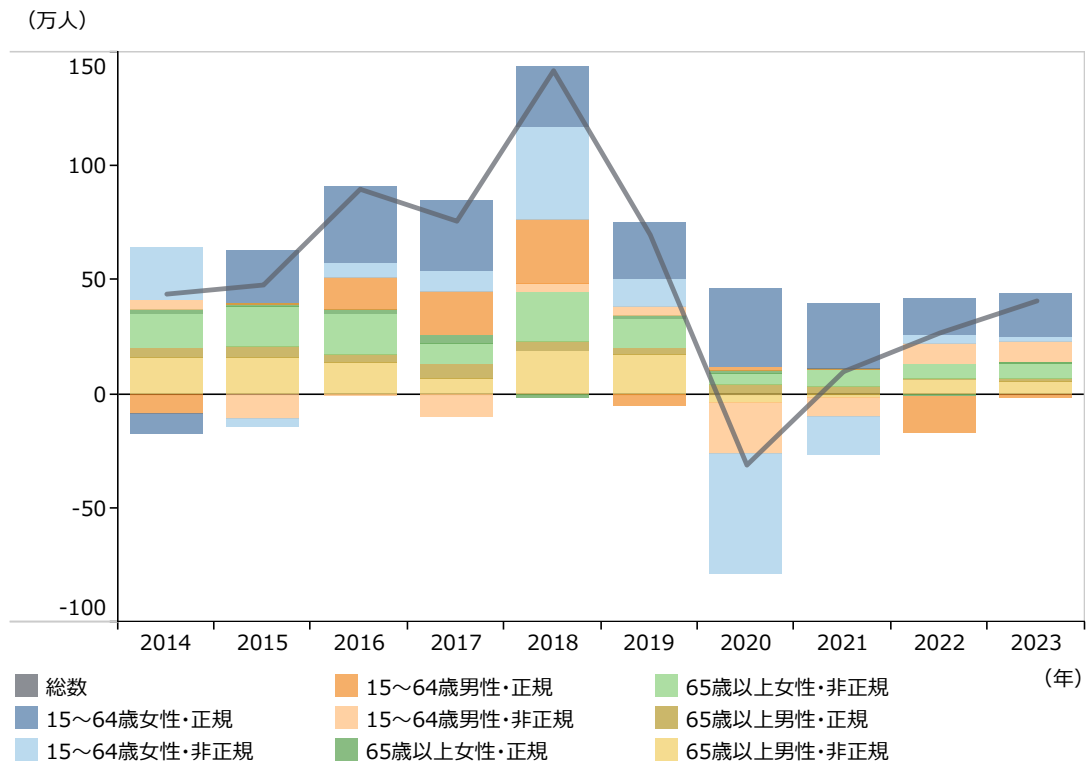
（注）1.「合計」については、各系列の合計となっており、雇用者総数とは異なる。

2. 2015年国勢調査結果及び2020年国勢調査結果に基づく推計人口をベンチマークとして遡及又は補正した時系列接続用数値を用いている。

第1-2-16図は、年齢階級別・男女別・正規・非正規雇用別に、雇用者数の増減の推移を見たものである。これを見ると、2010年代後半から一貫して女性の正規雇用が増え続けており、感染症の感染拡大期においても、継続して増加してい

る。また、特に2020年において雇用者数が前年と比べて減少しているのは、15～64歳の女性非正規雇用、男性非正規雇用の減少が主な要因であったことが分かる。

第1-2-16図 雇用者数の増減の推移（前年比、年齢階級別・男女別・雇用形態別）



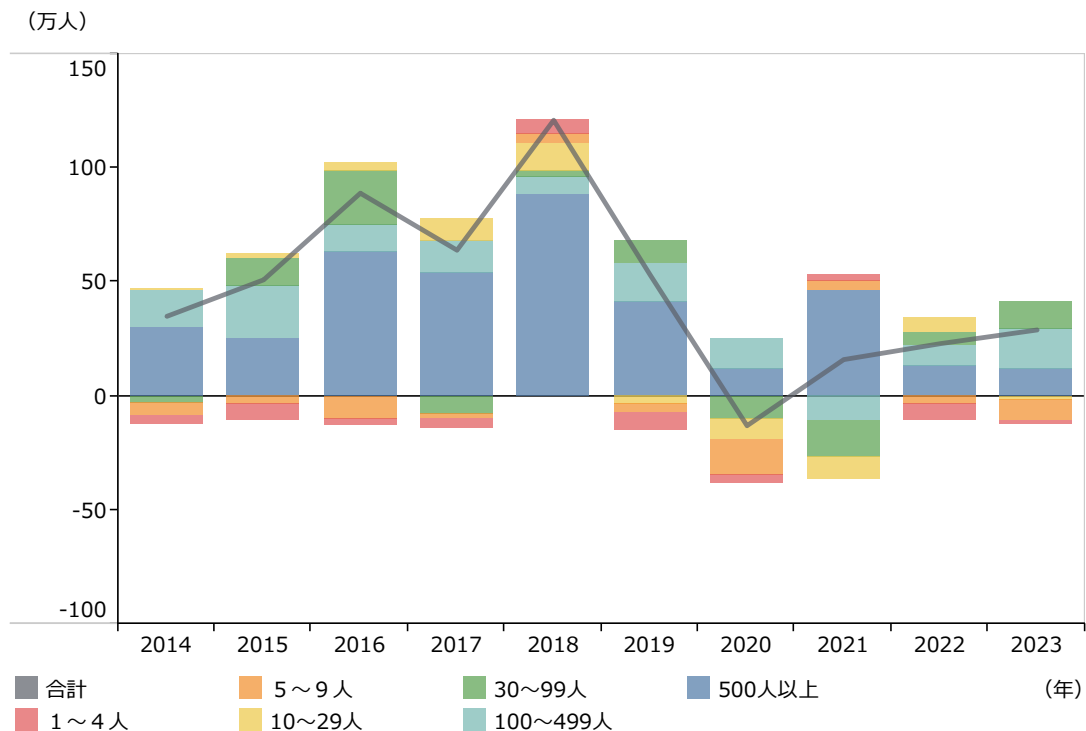
資料：総務省「労働力調査（基本集計）」

（注）2015年国勢調査結果及び2020年国勢調査結果に基づく推計人口をベンチマークとして遡及又は補正した時系列接続数値を用いている。

続いて、従業員規模別に雇用者数の増減の推移を見ていく。第1-2-17図は、従業員規模別に雇用者数の増減の推移を見たものである。これを見ると、2020年では、「1～4人」、「5～9人」、「10～29人」、「30～99人」の規模において、雇用者数を減少させていることが分かる。中小企業

白書（2022）では、こうした従業員規模の比較的小さい企業において、非正規の雇用者数を減少させていることを確認しており、感染拡大の影響により、非正規雇用への影響が大きかったことが示唆される⁶。

第1-2-17図 雇用者数の増減の推移（前年比、従業員規模別）



資料：総務省「労働力調査（基本集計）」

（注）1.農林業・漁業を除く雇用者数の増減を示している。

2.「合計」については、各系列の合計となっており、雇用者総数とは異なる。

3.2015年国勢調査結果及び2020年国勢調査結果に基づく推計人口をベンチマークとして遡及又は補正した時系列接続用数値を用いている。

⁶ 森川（2020）では、感染症の感染拡大によって、我が国の労働市場に対する影響としては、失業率としては表れなかったものの、実際に非正規労働者に集中する形で影響があったことが指摘されている。

第3節 感染拡大以降の事業環境の変化

本節では、感染拡大以降における中小企業・小規模事業者を取り巻く事業環境の変化について見ていく。

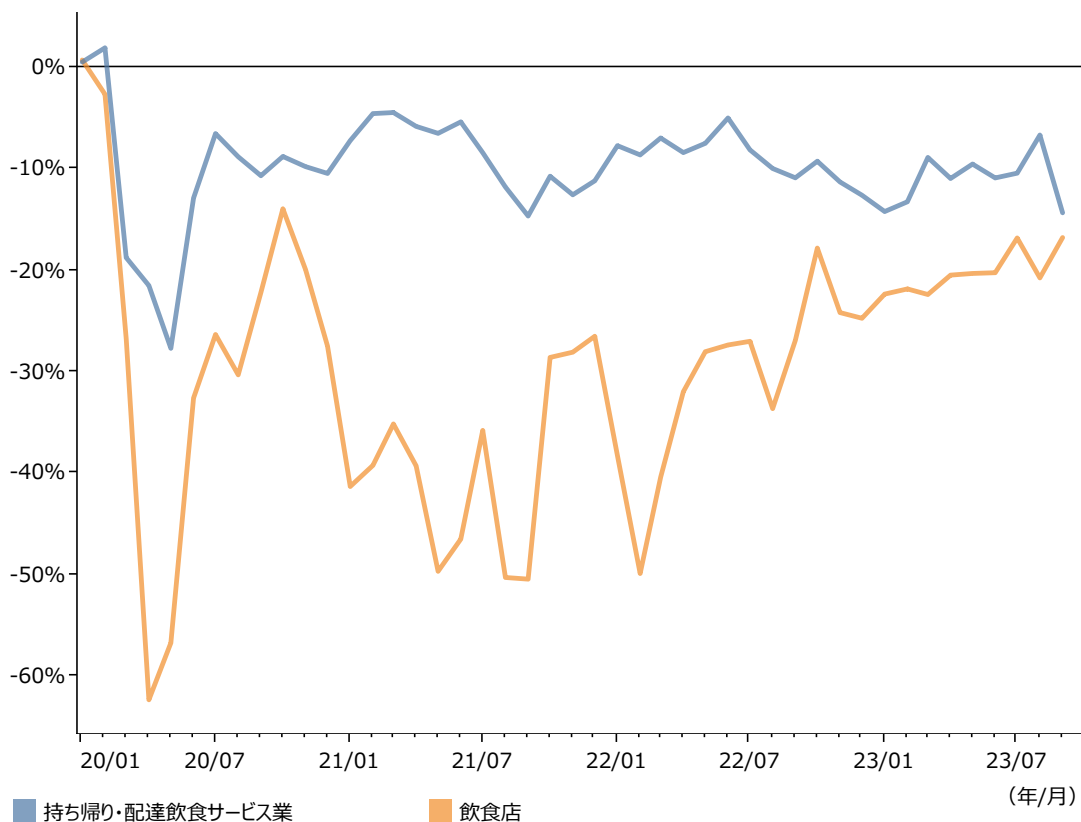
1. 新たな消費形態の浸透

感染拡大に伴うサービス業における休業・時短営業や、三密回避等の新たな生活様式の浸透により、新たな消費形態が生じた。例えば、内閣府（2023a）では、総務省「家計調査」の分析から、平日の外出消費が減少していることを指摘している⁷。

第1-2-18図は、総務省「サービス産業動向調

査」を用いて、「飲食店」及び「持ち帰り・配達飲食サービス業」の売上高の推移を見たものである。これを見ると、「持ち帰り・配達飲食サービス業」の売上高の2020年以降における推移は、「飲食店」と比べてマイナス幅が小さくなっていることが分かる。

第1-2-18図 飲食店及び持ち帰り・配達飲食サービス業の売上高の推移（対2019年同期比）



資料：総務省「サービス産業動向調査」

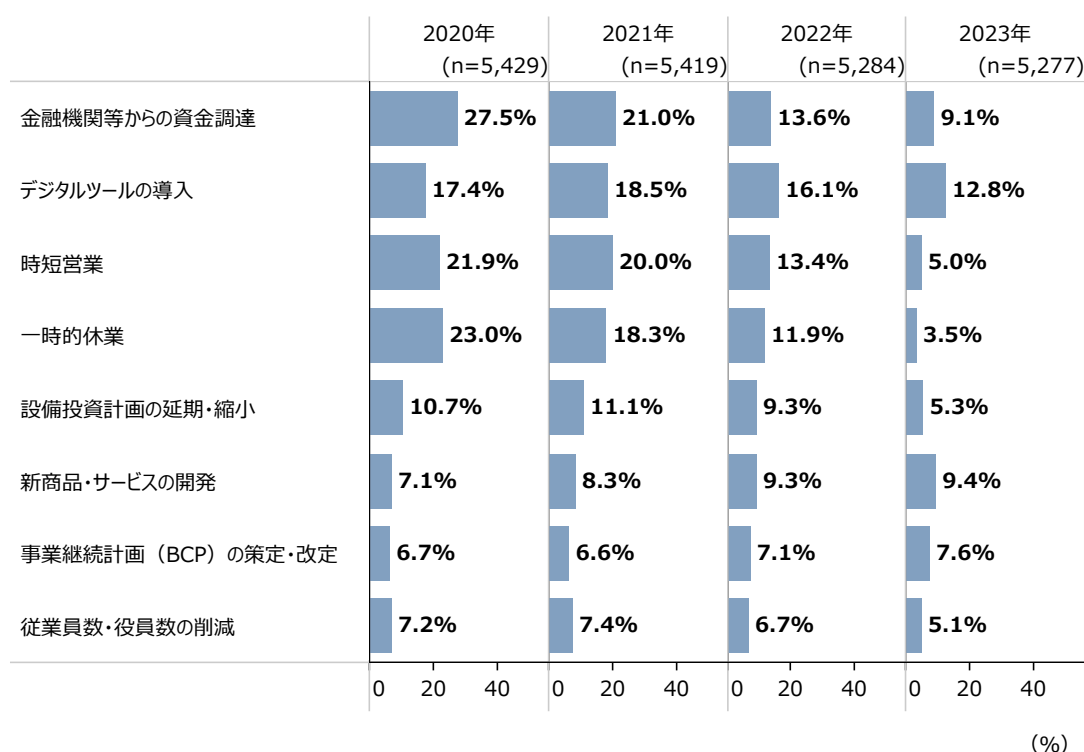
⁷ 内閣府（2023a）11P

2. デジタルツールの活用と、それによる新たな需要獲得

第1-2-19図は、「中小企業が直面する外部環境の変化に関する調査」⁸を用いて、感染拡大の影響によって中小企業が行った取組について見たものである。これを見ると、感染拡大当初は「一時的休業」や「時短営業」、「金融機関等からの資金調達」に取り組む企業が多かったものの、その後は減少している。それに対して、「デジタルツール

の導入」などデジタル化に向けた取組を行っている企業は継続的に一定程度存在しており、割合が減少しているものの、2023年には最も高い割合となっている。このことから、感染拡大やそれによる外部環境の変化を背景に、中小企業が柔軟に取組を変化させていたことが示唆される。

第1-2-19図 感染拡大の影響により行った取組の推移



資料：（株）帝国データバンク「中小企業が直面する外部環境の変化に関する調査」

（注）1.感染拡大の影響により行った取組について、「通常どおりの営業（影響なし）」、「その他」と回答した企業を含む合計に対する割合を表示している。なお、「通常どおりの営業（影響なし）」、「その他」については表示していない。

2.複数回答のため、合計は必ずしも100%にならない。

また、中小企業白書（2021）では、感染拡大期においても、ECによる海外展開が進展していたことが指摘されている⁹。このことから、感染拡大によって、中小企業でもデジタル化を契機

に、新たな消費形態への適応や海外需要の獲得など、様々な需要獲得の方法を模索していたことが分かる。

⁸ （株）帝国データバンク「中小企業が直面する外部環境の変化に関する調査」：（株）帝国データバンクが2023年11月から12月にかけて、全国29,491社の中小企業（調査対象30,000社から、調査を進める中で判明した大企業509社を除く）を対象にアンケート調査を実施（有効回答6,255件、回収率21.2%）。

⁹ 詳細は、2021年版中小企業白書 第2部第1章第4節 第2-1-130図を参照。

3. テレワークの浸透による働き方の変化

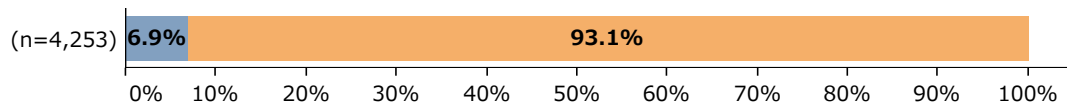
中小企業においてもテレワークの導入が進展し、働き方に変化が見られたことも、感染症による事業環境の変化の一つとして挙げられる。総務省（2021）によると、中小企業におけるテレワーク実施率は、感染拡大期において、特に緊急事態宣言を機に上昇したものの、解除後には低下するなど、行動規制に応じて変動していることが指摘されている¹⁰。

第1-2-20図は、感染拡大前後における中小企業のテレワーク実施状況について見たものであ

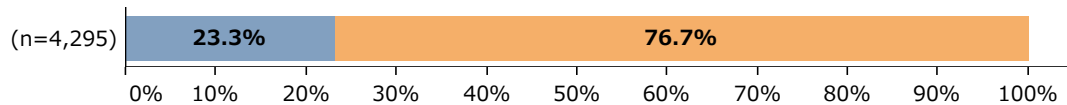
る。これを見ると、感染拡大前の2019年以前では6.9%であったテレワーク実施率が、感染拡大後に急増し、2割程度の企業でテレワークが実施されていることが分かる。一方で2023年は、テレワーク実施率が僅かに低下している。このことから、企業によってはテレワークの対応を終了している中、5類移行後においてテレワークを継続している中小企業も一定数存在することが分かる。

第1-2-20図 感染拡大前後におけるテレワークの実施状況

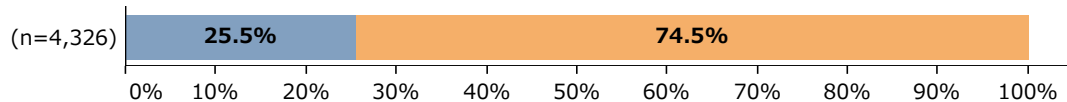
2019年以前



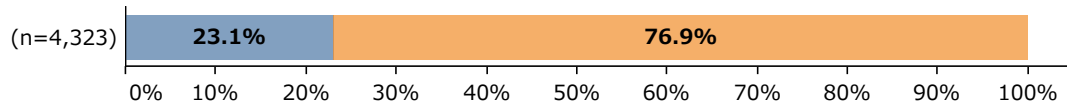
2020年



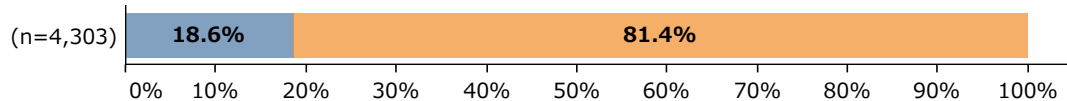
2021年



2022年



2023年



■ 実施 ■ 不実施

資料：（株）帝国データバンク「中小企業が直面する外部環境の変化に関する調査」

（注）感染症の感染拡大前後のテレワークの実施状況について、「週に4日以上」、「週に2～3日程度」、「週に1日程度」、「1か月に1日程度」を「実施」、「ほとんど実施していない」、「全く実施していない・認めていない」を「不実施」として集計している。

¹⁰ 詳細は、総務省（2021）195Pを参照。

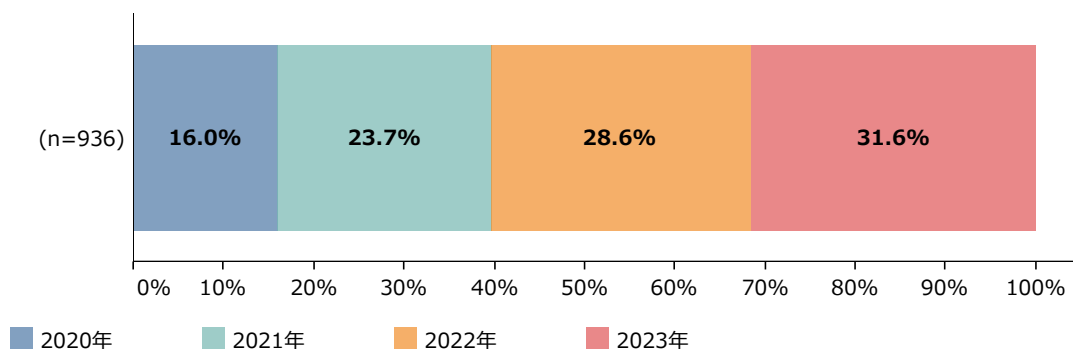
4. 事業再構築の取組の進展

中小企業白書（2023）では、感染拡大を踏まえて事業再構築を行っている中小企業が、2020年から継続的に増加していることを確認している¹¹。感染拡大に伴う事業環境や需要の急激な変化に対応するため、事業再構築の取組が進展したことも、感染拡大以降における中小企業の取組の

特徴として挙げられる。

第1-2-21図は、事業再構築の取組を行っている企業について、取組の開始時期を見たものである。これを見ると、感染拡大直後の2020年から取組を行っている企業が一定数存在していることが分かる。

第1-2-21図 事業再構築の取組開始時期



資料：（株）帝国データバンク「中小企業が直面する外部環境の変化に関する調査」

（注）事業再構築の取組開始時期について、「行っていない」を除いて集計している。

事例1-2-1では、危機時に政府の施策を活用しながら事業変革を行い、成長を実現した企業とし

て、株式会社ホテル松本楼を紹介する。

¹¹ 詳細は、2023年版中小企業白書 第1部第2章第1節を参照。

事例

1-2-1

危機時に事業変革を行い、成長を実現した企業

所在地 群馬県渋川市
従業員数 118名
資本金 1,000万円
事業内容 宿泊業

株式会社ホテル松本楼

▶ 感染拡大期に事業変革を行い、「人は宝」を理念に掲げて雇用維持と人材育成に注力

群馬県渋川市の株式会社ホテル松本楼は、同県中部の伊香保温泉で温泉旅館を経営する企業である。都内の西洋料理店をルーツに持つ同社は、温泉地への社員旅行の需要が拡大した1964年に「ホテル松本楼」を創業。1997年に洋風旅館「ぴのん」を開業、個人客重視に舵を切った。2016年に松本光男社長とおかみの松本由起氏が経営を引き継いだ後、マルチタスク化など新たな経営方針への反発から、全社員85名中30名が辞めてしまう経営の危機に見舞われる。その後、松本社長と由起氏は「人は宝」という理念を掲げ、一人の新人に一人の教育役を付けるエルダー制度や、従業員の家族を招待するファミリーデイズ企画に取り組み、従業員との信頼関係を構築、新卒採用・定着につなげてきた。そうした中で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が同社の経営にも深刻な打撃を与えた。松本社長と由起氏は「従業員の安心を提供することが経営者の役目」と考え、従業員の解雇や休職・減給は一切行わず、事業変革の様々な取組を行った。

▶ 休業期間中の勉強会で接客スキル向上、新たな需要を捉えて事業の多角化を推進

感染症対策のために地元の学校が休校となった2020年3月、同社は子供を持つ従業員のために学童保育を始めた。緊急事態宣言が発令された後には、従業員の希望を踏まえて多種多様な勉強会を企画。「松本楼学校」を2か月間開き、伊香保の歴史やラッピング、手話などを学ぶ機会を設けた。特に、以前から由起氏が関心を持っていたSDGs（持続可能な開発目標）に関しては、休業期間中に従業員が宿泊客になりきり、食品ロスの計測、削減に取り組んだ。これらの取組には、雇用調整助成金を活用、研修加算も受けている。感染症対策では、ストレスフリー補助金を活用して全客室にタブレット端末を設置、宿泊客が部屋から浴場の混雑状況の確認や飲料などの注文ができるようにするとともに、自動チェックアウト機の導入で金額間違いもなくなった。また、感染拡大以降に生じた巣ごもり需要に目を付け、事業再構築補助金を活用して地域内初のパン店「伊香保ベーカリー」を立ち上げ、0.5斤の食パンや、パン製造の設備をいかしたプリンなど、顧客ニーズに即した幅広い商品を展開し、業績を拡大した。さらに、廃業ホテルの建物を改修し、犬と泊まれる宿を開業した。

▶ 投資の成果により黒字転換、挑戦する企業風土で成長につなげる

タブレット導入などの取組は、従業員の負担軽減・勤務環境改善だけでなく、サービスの質の向上につながり、顧客満足度向上やリピーター増加に貢献。多角化した事業も数年の投資期間を経て業績回復に寄与しており、現在では総売上高が感染拡大前の水準まで回復、黒字転換を実現した。その成果を従業員に決算賞与や社員旅行として還元しており、従業員満足度の向上につながっている。「不安だからこそ挑戦して、楽しみながら生まれ変わることができる企業風土が今の成長につながっている。社員がお客様を満足させ、さらに地域の活性化につなげていきたい」と、松本社長、由起氏は語る。



松本光男社長とおかみの由起氏



同社の従業員



伊香保ベーカリー

第4節 感染拡大以降に実施された政府施策

感染症の感染拡大によって売上高の減少など深刻な影響を受けた中小企業・小規模事業者に対しては、様々な支援策が実施された。厚生労働省（2021）によると、リーマン・ショック期の経済対策予算は、2008年から2009年で約132兆円であったのに対し、感染拡大期（2019～2020年）においては、約191兆円となったことが指摘されている。このことから、感染拡大による経済的ショックに対して、リーマン・ショック期を超える規模の経済対策が打たれたことが分か

る¹²。

第1-2-22図は、感染拡大以降に実施された主な政府施策の成果（実績額・件数）について見たものである。これを見ると、件数については雇用調整助成金¹³が約788万件、持続化給付金が約424万件となっている。また、実績額については民間金融機関による実質無利子・無担保融資、政府系金融機関による実質無利子・無担保融資が、それぞれ約23兆円、約21兆円となっていたことが分かる。

第1-2-22図 感染拡大以降に実施された主な政府施策の実績額と件数

事業名	実績額	件数
雇用調整助成金（令和2～4年度累計）	約6.4兆円	約788万件
持続化給付金	約5.5兆円	約424万件
家賃支援給付金	約9,000億円	約104万件
一時支援金	約2,221億円	約55万件
月次支援金	約3,047億円	約234万件
事業復活支援金	約1兆7,030億円	約230万件
民間金融機関による実質無利子・無担保融資	約23兆円	約136万件
政府系金融機関による実質無利子・無担保融資	約21兆円	約123万件
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（令和4年4月1日時点執行額）	約15兆円	-

資料：経済産業省HP、内閣府HP、厚生労働省HPより中小企業庁作成

（注）「雇用調整助成金（令和2～令和4年度累計）」には、雇用調整助成金と、緊急雇用安定助成金が含まれる。

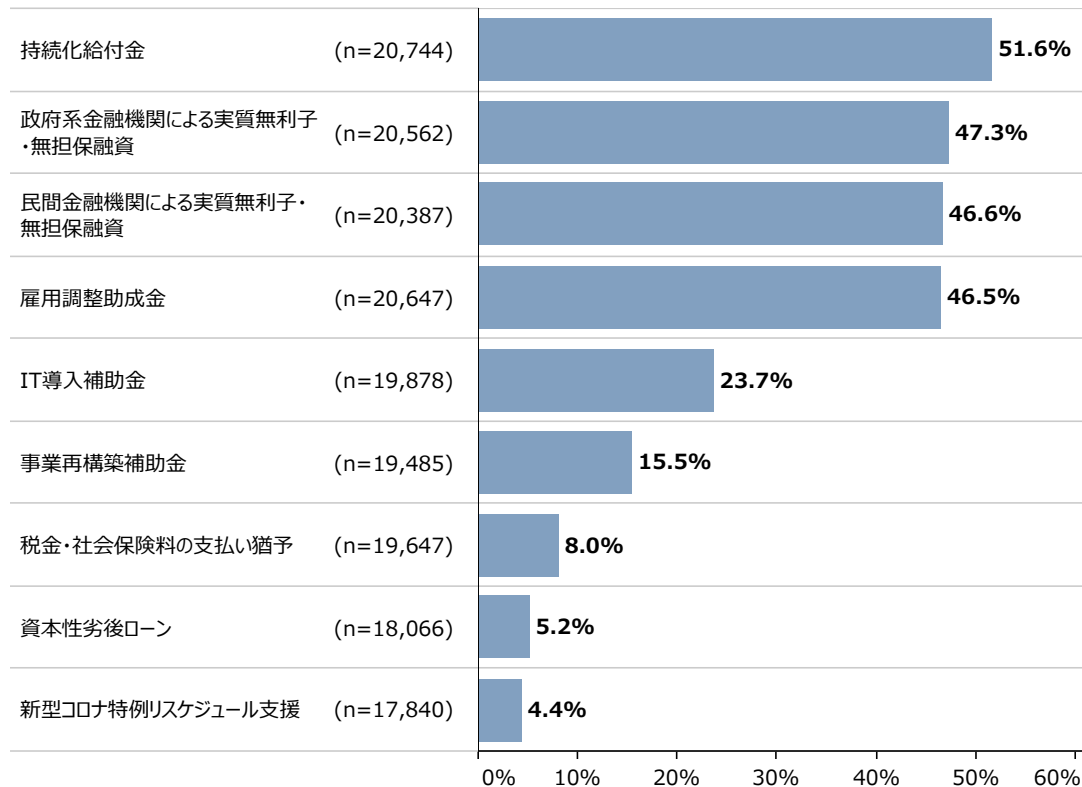
¹² 詳細は、厚生労働省（2021）115Pを参照。

¹³ ここでいう「雇用調整助成金」とは、令和2年4月1日から令和4年11月30日までの緊急対応期間及び令和4年12月1日から令和5年3月31日までの経過措置（緊急対応期間にコロナ特例を利用した事業主が対象）を含む、感染症の影響に伴う特例措置として実施されたものを指す。

第1-2-23図は、「中小企業の経営課題とその解決に向けた取組に関する調査」¹⁴を用いて、中小企業・小規模事業者が用いた施策を見たものである。これを見ると、回答した企業のうち半数近くが「持続化給付金」、「雇用調整助成金」、「政府系

金融機関による実質無利子・無担保融資」、「民間金融機関による実質無利子・無担保融資」を利用していることが分かる。感染拡大を乗り越えて存続している企業において、こうした政府施策が広く利用されていたことが示唆される。

第1-2-23図 感染症に関する政府施策の利用経験（2023年11～12月時点）



資料：（株）帝国データバンク「中小企業の経営課題とその解決に向けた取組に関する調査」

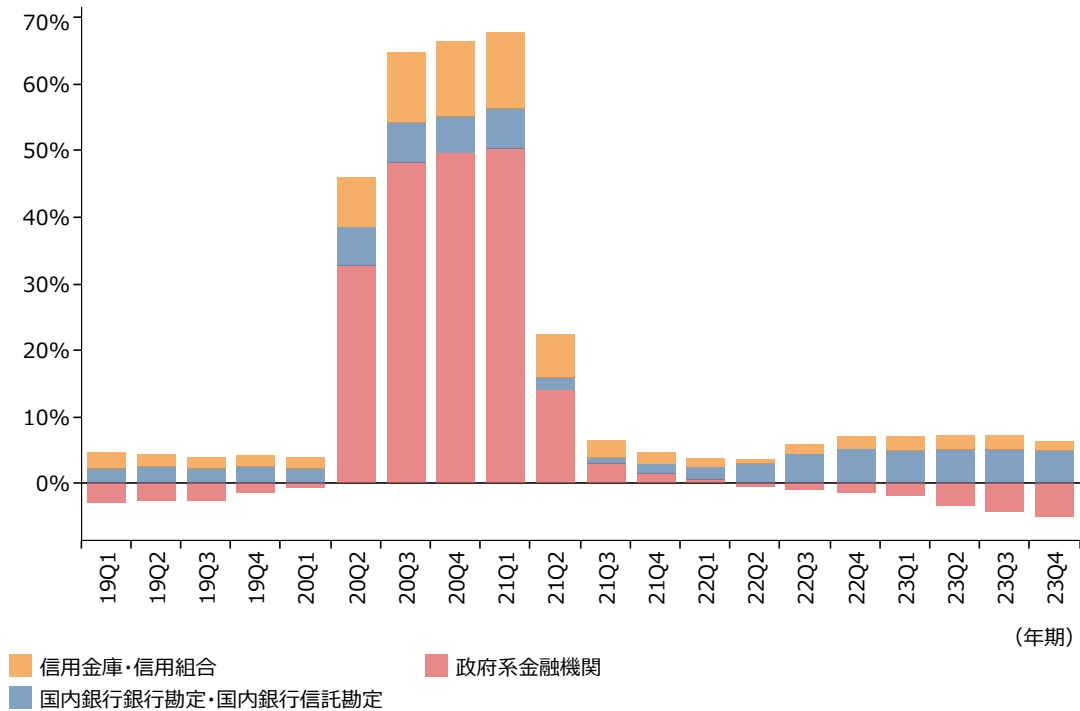
（注）2023年11～12月時点で、感染症に関連する政府施策の利用有無について、「利用したことがある」と回答した企業の割合を示している。

¹⁴ （株）帝国データバンク「中小企業の経営課題とその解決に向けた取組に関する調査」：（株）帝国データバンクが2023年11月から12月にかけて、全国98,568社の中小企業（調査対象100,000社から、調査を進める中で判明した大企業1,432社を除く）を対象にアンケート調査を実施（有効回答22,298件、回収率22.6%）。

第1-2-24図は、中小企業向け貸出残高の推移について見たものである。これを見ると、感染拡大以降の2020年第2四半期から2021年第1四半期にかけて、「政府系金融機関」で大幅に貸出

残高が増加したことが分かる。このことから、政府による施策で資金繰り支援の拡充が進められたことにより、感染拡大期において、中小企業の資金繰りが支えられていたことが示唆される。

第1-2-24図 中小企業向け貸出残高の推移（前年同期比・金融機関業態別）



資料：日本銀行「貸出先別貸出金」ほかより中小企業庁調べ（2023年12月末時点）

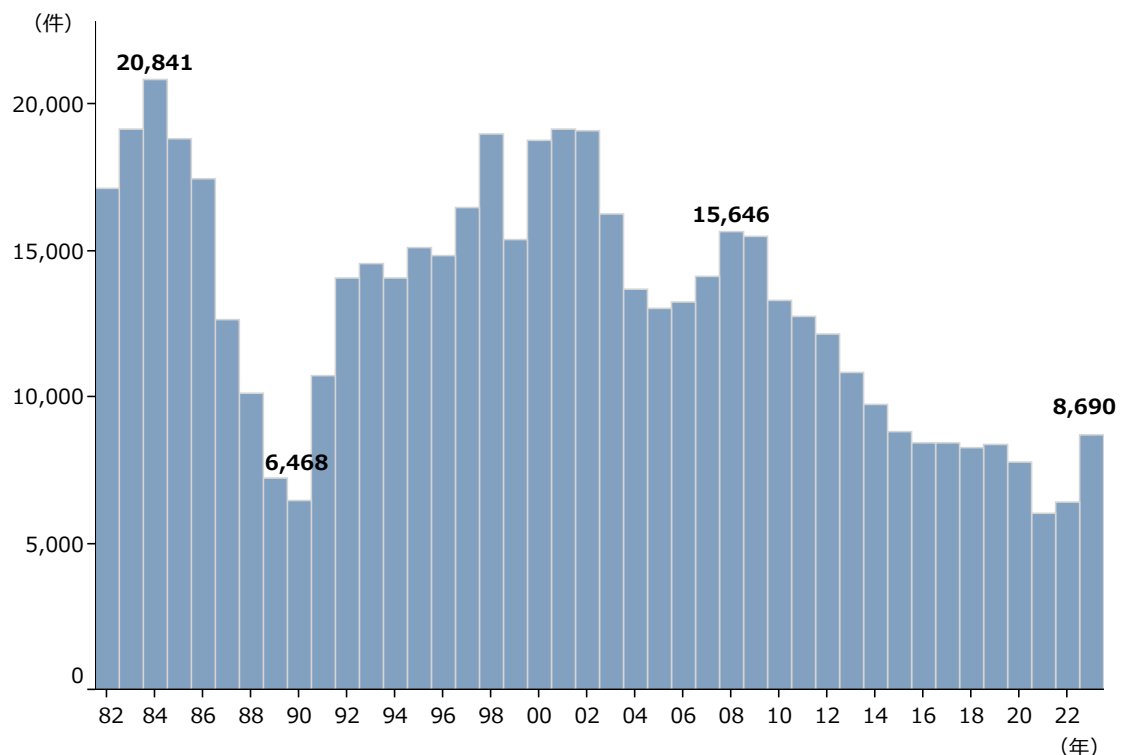
（注）中小企業向け貸出残高とは、「国内銀行銀行勘定」、「国内銀行信託勘定」における中小企業向け貸出残高及び信用金庫・信用組合・（株）商工組合中央金庫・（株）日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）の貸出残高を指す。貸出残高の合計についての詳細は、付属統計資料14表参照。

感染拡大期における中小企業・小規模事業者向けの政府施策の効果について、先行研究では、従業員20人以下の小規模事業者において、持続化給付金を受給した場合はそうでない場合と比べて事業継続率が上昇すること（Kawaguchi et al. 2021）や、実質無利子・無担保融資を受けた企業がそうでない企業と比べて資金繰りが改善しているほか、退出率が低下していることが指摘され

ている（Honda et al. 2023）。

第1-2-25図は、「全国企業倒産状況」を用いて、倒産件数の推移を見たものである。これを見ると、感染症下である2020年から2022年にかけて、資金繰り支援等の各種施策により、倒産件数は低水準で推移したことが分かる。一方、直近の2023年においては感染拡大前の水準まで増加し、8,690件となっている。

第1-2-25図 倒産件数の推移

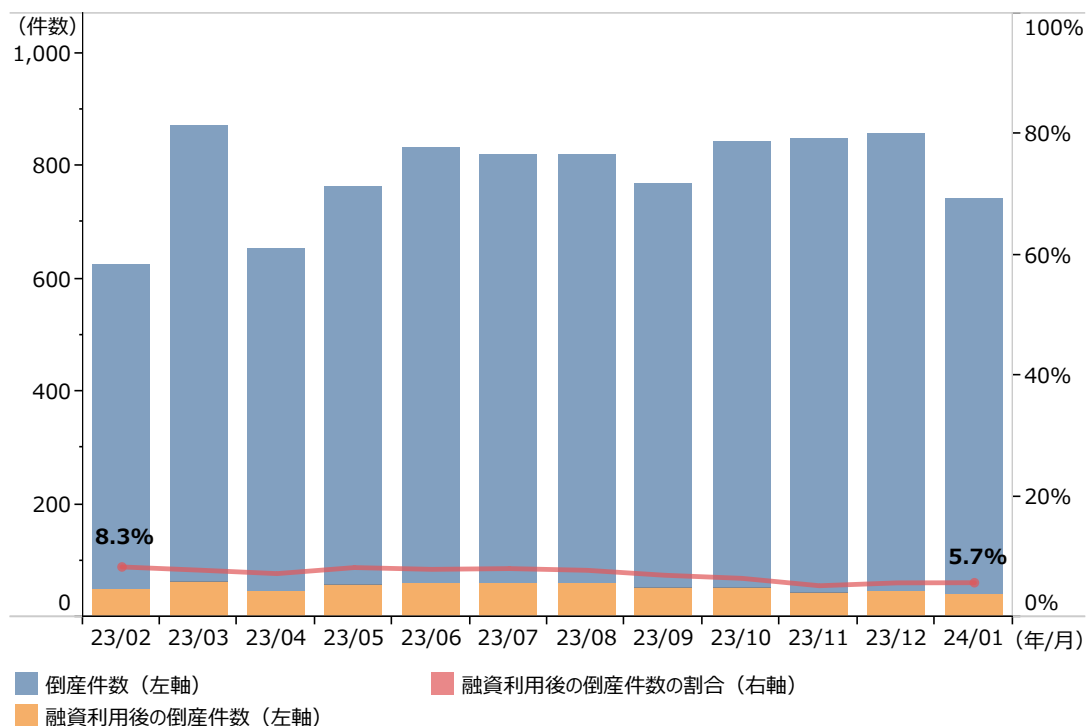


資料：（株）東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」

（注）1.倒産とは、企業が債務の支払不能に陥ることや、経済活動を続けることが困難になった状態となること。また、私的整理（取引停止処分、内整理）も倒産に含まれる。

2.負債総額1,000万円以上の倒産が集計対象。

第1-2-25参考1図 実質無利子・無担保融資（ゼロゼロ融資）利用後の倒産件数の推移



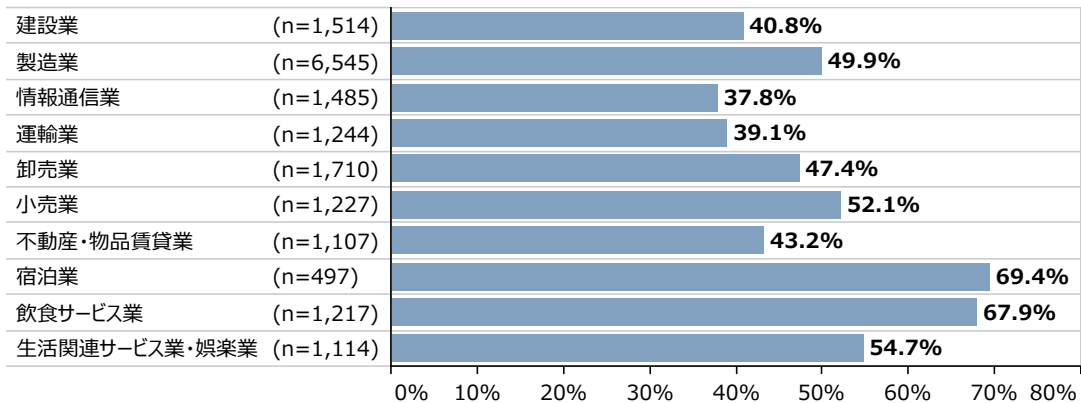
資料：（株）東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」より中小企業庁作成

（注）1.倒産とは、企業が債務の支払不能に陥ることや、経済活動を続けることが困難になった状態となること。また、私的整理（取引停止処分、内整理）も倒産に含まれる。

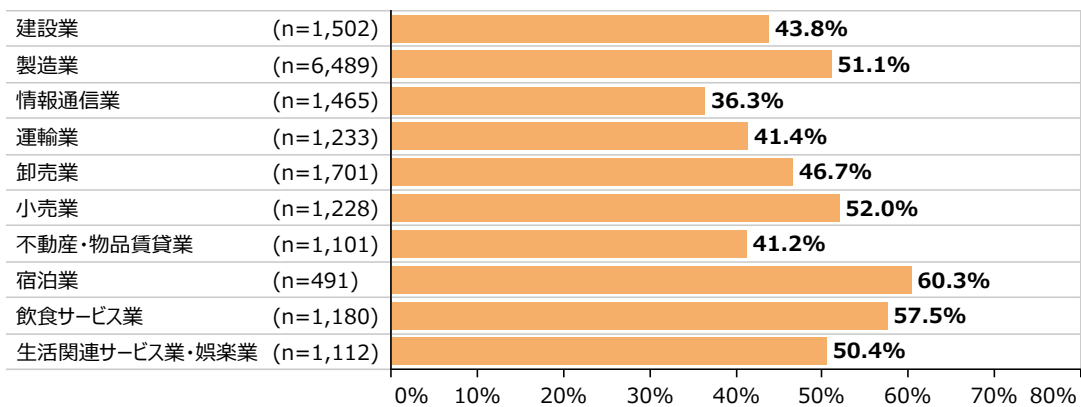
2.負債総額1,000万円以上の企業倒産のうち、「実質無利子・無担保融資（ゼロゼロ融資）」を受けていたことが判明した倒産（法的・私的）を集計対象としている。

第1-2-25 参考2図 実質無利子・無担保融資（ゼロゼロ融資）を利用した企業の割合（業種別）

政府系金融機関による実質無利子・無担保融資



民間金融機関による実質無利子・無担保融資



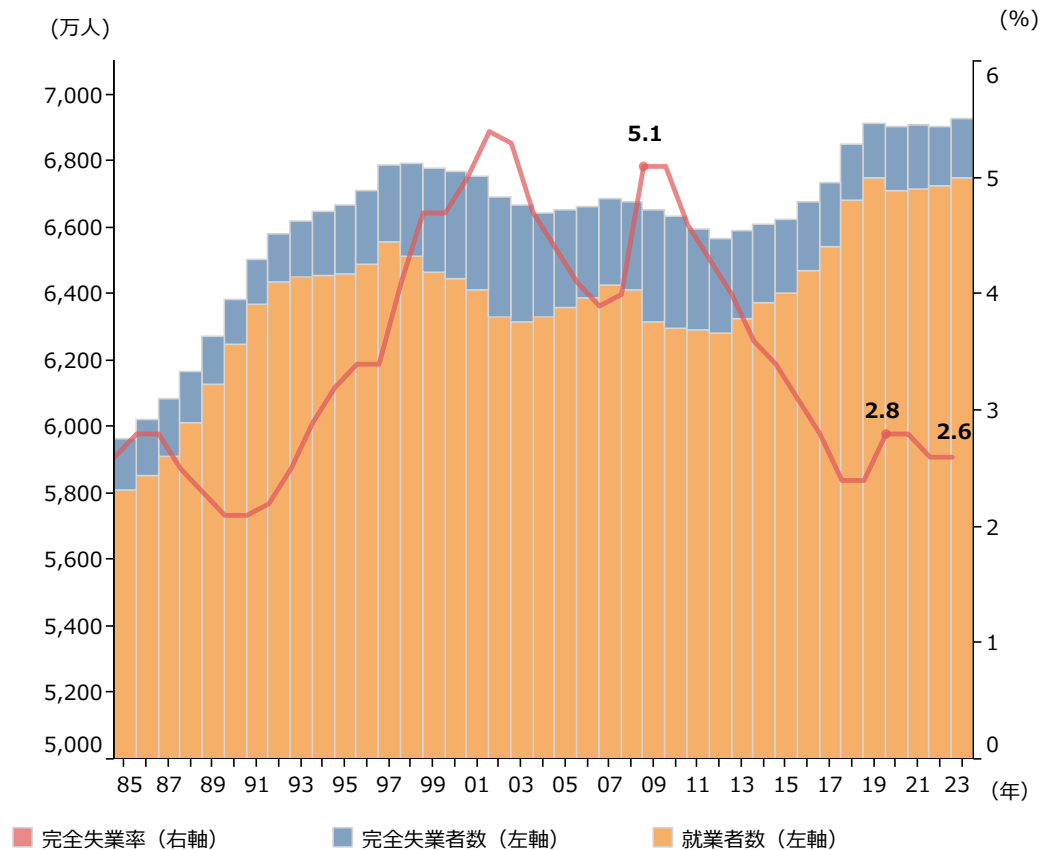
資料：（株）帝国データバンク「中小企業の経営課題とその解決に向けた取組に関する調査」

（注）「政府系金融機関による実質無利子・無担保融資」及び「民間金融機関による実質無利子・無担保融資」について、「利用したことがある」と回答した企業の割合を、業種別に集計したもの。「分からない・知らない」と回答した企業を除く。

第1-2-26図は、完全失業率、完全失業者数、就業者数の推移を見たものである。これを見ると、リーマン・ショックの影響によって完全失業

率が5.1%まで上昇した2009年と比べ、2020年は完全失業者数の増加幅が小さく、完全失業率は2.8%となっている¹⁵。

第1-2-26図 完全失業率・完全失業者数・就業者数の推移



資料：総務省「労働力調査（基本集計）」

このように、事業の継続や雇用の維持に向けて、資金繰り支援による流動性確保や給付金・補助金等の利用により、失業率や倒産件数は比較的低い水準でとどまったことが示唆される。コラム1-2-1では、感染症の感染拡大を受け、海外で実施された中小企業向けの施策と効果について、コ

ラム1-2-2では、官民金融機関による実質無利子・無担保融資の効果検証について紹介する。また、倒産件数が足下では増加する中、金融機関による経営改善支援の重要性が高まっている。コラム1-2-3では、民間金融機関による経営改善支援の促進に向けた取組について紹介する。

¹⁵ 内閣府（2021a）によると、2020年4～6月期において需給ギャップが大きくマイナスに振れたものの、失業率が顕著に増加しなかったことが示されており、背景には、企業による取組や、雇用調整助成金などの政策支援があったことが指摘されている。

コラム

1-2-1

感染拡大期における海外の中小企業施策

本コラムでは、感染拡大を受けて実施された海外における中小企業施策について、施策の効果に着目して紹介する。本コラムでは英国、米国、ドイツを取り上げる¹⁶。

1. 英国

英国では、感染拡大の影響から、2020年3月、11月にロックダウンが実施され、移動制限や飲食店・小売店の閉店が続いた。GDPに占める第3次産業の割合の高さもあり、2020年の実質GDP成長率は、前年比-11.0%と大きく低下した¹⁷。英国では2020年3月以降、経済対策を相次いで発表し、中小企業・小規模事業者向けには、飲食業等も含む企業の雇用維持、事業継続支援、税金支払い猶予、資金繰り支援等の施策が実施された（三菱総合研究所 2021）。コラム1-2-1①図によると、2019年に約753億ポンドであった経済対策の予算規模は、2020年には約1,751億ポンド（+132.5%）に増加したことが示されている。

コラム

1-2-1①図

海外の中小企業施策の実績と効果（英国）

国	経済政策の 予算規模		主な 施策	項目	対象	施策概要	事業 規模	利用実績 (中小企業の利用実績は 判明している場合のみ 記載)	対象に おける 利用 割合	施策の成果・効果
	2019年	2020年								
英国	753億 ポンド	1,751億 ポンド	一時帰休従業員への給与給付制度 (CJRS)	雇用維持	歳入関税庁のPAYEスキームに登録し、英国の銀行口座を持つ事業者	一時帰休となる従業員の未就労時間部分の基本給の一部を政府が支給	700億ポンド	130万社が申請を行い、給付の対象となった累積労働者数は1,170万人（そのうち760万人が中小企業従業員）	約61% (2020年3月から6月)	・収益がマイナスとなる中小企業の数が59%から49%に減少 ・収益がマイナスとなる中小企業の残存日数は119日から最長で194日まで延長 ・CJRSがない場合、閉業したであろう雇用者数は約25万人と推計
			Eat Out to Help Out (EOHO)	飲食店の雇用維持	2020年7月7日以前に食品事業者として登録された全ての事業者	酒類以外の飲食代の最大50%を、1回につき一人当たり10ポンドを上限に政府が給付	8.5億ポンド	49,353社が利用し、そのうち49,181社が中小企業（約99%）	約33%～約41%	娯楽・小売店の来客者数や調理・サービス分野の求人数の増加につながったが、効果は一時的
			コロナウイルス事業中断融資制度 (CBILS)	ローンの政府保証	年間売上高が最大4,500万ポンドで、新型コロナウイルスまん延によって影響を受けた英国の中小企業	英国ビジネス銀行を通じ政府が資金の80%を保証し、最初の1年間は利子・手数料を英国政府が支給（最大500万ポンドの融資）	264億ポンド (2021年5月31日時点)	109,877社が利用	-	調査期間（2020年4～9月）における92.1%が政府の制度によって支援
			パウンス・バック・ローン制度 (BBLs)	緊急的資金供給	新型コロナウイルスまん延によって影響を受けた英国の小規模・零細企業	英国政府が資金の100%を保証し、最初の1年間は利子を英国政府が支給（最大5万ポンドの融資）	474億ポンド (2021年5月31日時点)	1,560,309社が利用	-	
			フューチャー・ファンド	資金調達支援	新型コロナウイルスの影響により資金調達が困難なスタートアップを含む中小企業	スタートアップ企業の革新的な開発を支援するため政府と民間資金により創設された基金で、最大500万ポンドの転換融資を提供	11億ポンド (2021年6月30日時点)	1,190社が利用	-	投資効果に一貫性がないため、継続して評価を実施予定

資料：EYストラテジー・アンド・コンサルティング（株）「令和5年度法定経営指導員育成に関する講習資料補足データ作成業務（小規模事業者の現状と役割等に関する調査研究）調査報告書」

（注）1. 「経済政策の予算規模」については、国際連合「National Accounts—Analysis of Main Aggregates (AMA)」及びOECD Stats.を基に、当該年のGDPと、GDPに対する経済政策支出割合の数値を使って算出。

2. 「対象における利用割合」の数値については、全体の利用実績÷対象となる企業数から算出。EOHOは、推定された対象企業数の範囲を用いて算出。

3. 英国における一時帰休従業員への給与給付制度の、中小企業の収益への効果検証については、一部パウンス・バック・ローン制度(BBLs)の施策効果も含まれている。

4. 各国の中小企業の定義については、三菱総合研究所（2021）を参照。

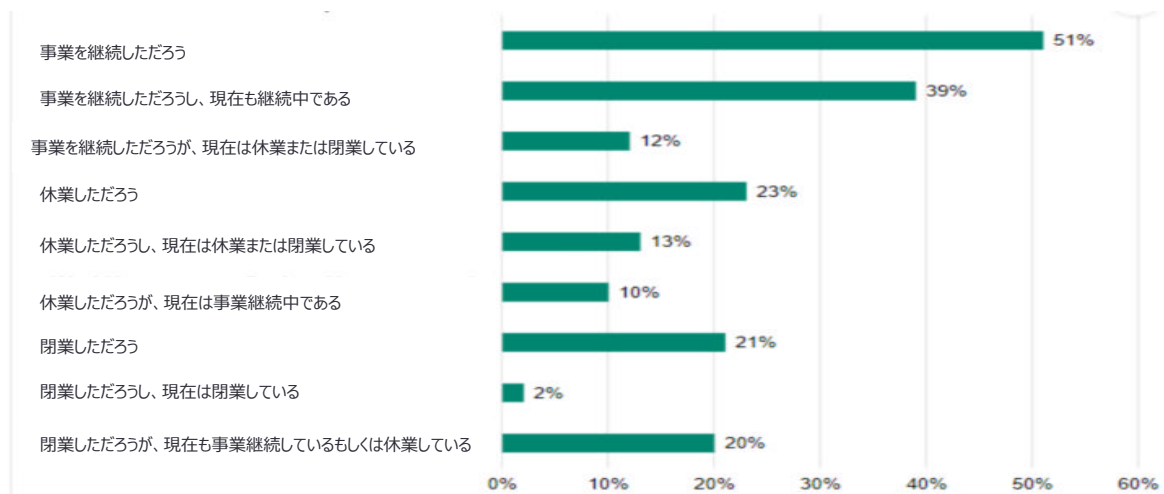
¹⁶ 本コラムは、EYストラテジー・アンド・コンサルティング（株）「令和5年度法定経営指導員育成に関する講習資料補足データ作成業務（小規模事業者の現状と役割等に関する調査研究）調査報告書」に基づき整理している。

¹⁷ 数値は、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）HPにおける、各国の「概況・基本統計」に基づく。

コラム1-2-1①図では、雇用維持を目的とした「一時帰休従業員への給与給付制度（CJRS）」、飲食店の雇用維持を目的とした「Eat Out to Help Out（EOHO）」、ローンの政府保証を目的とした「コロナウイルス事業中断融資制度（CBILS）」、緊急的資金供給を目的とした「バウンス・バック・ローン制度（BBLs）」、資金調達支援を目的とした「フューチャー・ファンド」について、施策の成果と効果の整理を行っている。CJRSについては、約1,170万人が給付対象となり、約130万社の企業が利用したことが示されている。EOHOについては、全体で49,353社の企業が利用し、そのうち中小企業は49,181社と、ほとんどの利用が中小企業であった。CBILS、BBLs、フューチャー・ファンドについては、それぞれ109,877社、1,560,309社、1,190社が利用したことが示されている。

効果検証については、CJRS、BBLsが英国の中小企業に与えた影響を検証したBelghitar et al.（2022）が挙げられる。この研究では、約4万社の中小企業のデータを基にして、企業のEBITDA（企業の利払い前・税引き前・減価償却前利益）や残存日数を予測するモデルを開発して推計を行った。その結果、CJRSとBBLsを実施した場合のシナリオにおいては、収益がマイナスとなる中小企業の割合を減少させ、生存率を上昇させたことが分かっている¹⁸。また、CJRSについては、HM Revenue and Customs（HMRC）and HM Treasury（HMT）（2023）による評価によると、CJRSを利用した雇用者の約25万人相当が、CJRSがない場合は閉業せざるを得なかったが、パンデミックを乗り越えて営業を継続、若しくは休業にとどまったと考えられる。

コラム 1-2-1②図 パンデミック期間にCJRSがない場合の雇用者の予測



資料：EYストラテジー・アンド・コンサルティング（株）「令和5年度法定経営指導員育成に関する講習資料補足データ作成業務（小規模事業者の現状と役割等に関する調査研究）調査報告書」（出所）HM Revenue and Customs（HMRC）and HM Treasury（HMT），2023. The Coronavirus Job Retention Scheme final evaluation.

CBILS、BBLsについては、調査期間（2020年4～9月）中の全融資の92.1%が政府の制度によって支援を受けたことが示されており¹⁹、感染拡大期の資金繰りを支えたことが分かる。また、フューチャー・ファンドの支援については、資金調達の伸びなどの効果に一貫性を持った分析結果が得られず、今後継続して評価を行うことが示されている²⁰。

¹⁸ Belghitar, Yacine, Moro, Andrea, and Radić, Nemanja, 2022. When the Rainy Day is the Worst Hurricane Ever : The Effects of Governmental Policies on SMEs During COVID-19., Small Business Economics, vol.58, pp.943-961.

¹⁹ 詳細は、Calabrese et al.（2022）を参照。

²⁰ 詳細は、British Business Bank（2023）を参照。

2. ドイツ

ドイツでは、感染拡大による大幅な行動規制措置や、累次のロックダウンにより経済活動が抑制されたことで、個人消費支出が大きく下押し要因となり、2020年の実質GDP成長率が-4.2%と落ち込んだ。ドイツでは、2020年3月以降、経済対策を実施した中で、休業措置やロックダウンの影響を受けた企業に対しての売上補填、短時間労働給付金等の雇用維持のための給付金、売上げが減少した企業に対する固定費²¹の補填、付加価値税率の時限的な引下げ（2020年末で終了）等や納税期限の延期などの税制面の支援、運転資金や各種ローンの政府保証を実施した（三菱総合研究所 2021）。コラム1-2-1③図によると、2019年に約1,122億ユーロとされた経済対策の予算は、2020年には約1,556億ユーロ（+38.7%）に増加したことが示されている。

コラム 1-2-1③図 海外の中小企業施策の実績と効果（ドイツ）

国	経済政策の 予算規模		主な施策	項目	対象	施策概要	事業 規模	利用実績 （中小企業の利用 実績は 判明している場合のみ記載）	対象 にお ける 利用 割合	施策の成果・効果
	2019年	2020年								
ドイツ	1,122 億ユーロ	1,556 億ユーロ	2020年11 月、12月の 緊急支援	売上減 補填	休業要請の対象 となった企業、また は休業要請対象 企業との取引が 売上げの80%以上 を占める企業	2019年11月若しくは 12月の売上高の75% に相当する補助金を新 型コロナウイルス関連の 閉鎖日数に応じて支給	137億 ユーロ	不明	-	・支援への申請が承認さ れた企業は、流動性バッ ファの低下に直面する 確率が5%ポイント低下 ・支援を受けることで、希 望する条件で融資を受け られる確率が14~18% ポイント上昇
			短時間労働 給付金	給与と支 払い補 償	一事業所におい て従業員の10% 以上に賃金の減少 がある企業等	新型コロナウイルスの影響 によって短時間労働と なった従業員の給与減 少分の一部を政府が補 填	221億 ユーロ （2020 年） 202億 ユーロ （2021 年）	・2020年4月に過去 最大の約600万人 が手当を受給	-	制度の利用者が増加した 結果、約3%ポイントの 失業率の上昇を回避 （実際の失業率は 6.2%）

資料：EYストラテジー・アンド・コンサルティング（株）「令和5年度法定経営指導員育成に関する講習資料補足データ作成業務（小規模事業者の現状と役割等に関する調査研究）調査報告書」

コラム1-2-1③図では、売上減補填を目的とした「2020年11月、12月の緊急支援」、及び短時間労働となった従業員の給与減少分についての給与支払い補償を目的とした「短時間労働給付金²²」の効果の整理を行っている。

「2020年11月、12月の緊急支援」は、ロックダウンの影響として、休業要請の対象となった企業、又は休業要請対象企業との取引が売上げの80%以上を占めている企業に対し、200万ユーロを上限として前年度売上高の75%を支給するものである。Marek, Philipp and Gärtner, Leo（2022）は、当制度について、大部分は中小企業が利用した制度であることから、中小企業の流動性、雇用期待、投資見通し、与信の交渉とその結果への影響を評価している²³。この結果では、「2020年11月、12月の緊急支援」への申請が承認された企業は、売上補填によって流動性バッファ（企業や金融機関が予期せぬ出費や支払いのために一定の資金を保持すること）の低下に直面する確率が5%ポイント低下したとともに、支援を受けることで、希望する条件で融資を受けられる確率が14~18%ポイント上昇したことが示されている。これは、資金繰りを安定させることを通じて、「2020年11月、12月の緊急支援」が、企業の信用力を向上させたことを示唆するものとされている。

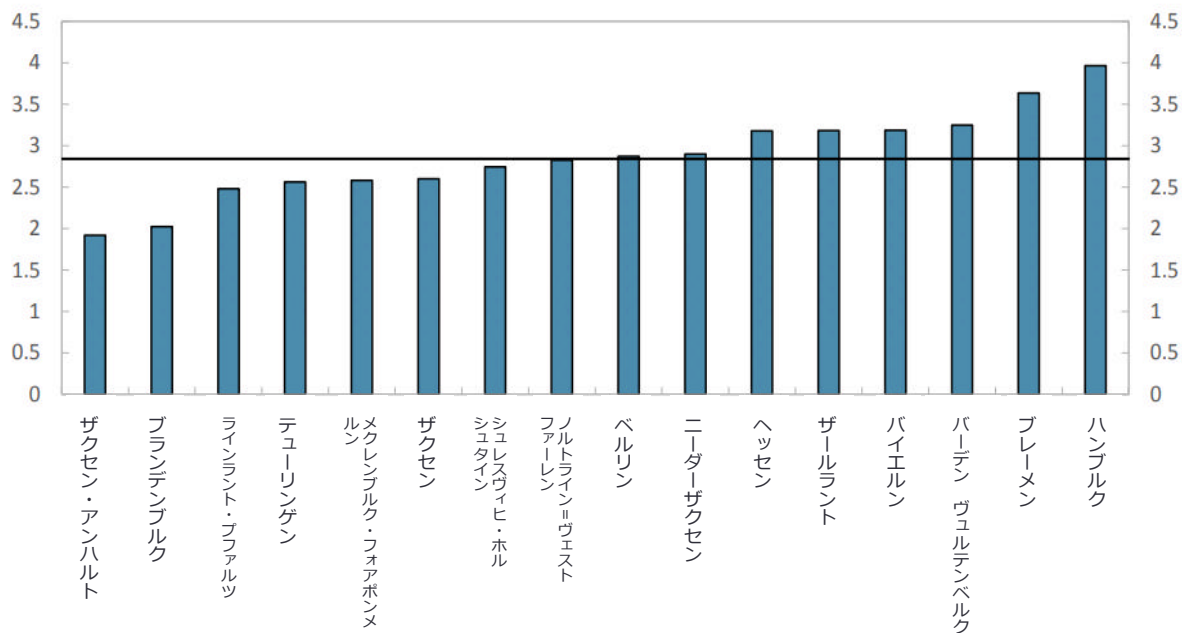
²¹ 独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）（2020）によると、補助対象となる固定費については、賃貸料、リース料、借入金利、電気・水道などの費用、その他の固定費、従業員の人件費の一部、研修生の費用、固定資産税などとされている。

²² 日本の「雇用調整助成金」と同様、平時より実施されている給付金制度であるが、コロナ特例によって受給要件を緩和、補填率の上昇、支給期間の延長が行われた。

²³ Marek, Philipp, and Gärtner, Leo, 2022. The impact of German public support transfers on firm finance : Evidence from the Covid-19 crisis., Deutsche Bundesbank Discussion Paper, No.19.

また、「短時間労働給付金」制度は、一事業所において従業員の10%以上に賃金の減少がある企業等を対象として給付され、2020年4月は従業員ベースで過去最大の600万人程度が利用していたとされている²⁴。IMF（国際通貨基金）のAiyar, Shekhar and Dao, Mai（2021）による効果検証があり、短時間労働給付金制度の利用が失業率に与えた影響を検証するために、2020年の連邦雇用庁、及び国家統計庁の月次失業・雇用データや州レベルの月次小売業回転指数を用いて、月間失業率の変化、雇用成長率、州別労働需要ショック（雇用主が労働者を雇用する意欲に予期せぬ変化が起こること）等を用いたモデルを検証した。その結果、短時間労働給付金制度の利用率がパンデミック以前と同等であったと仮定すると、2020年第2四半期の失業率は、実際の数値（6.2%）から、約3.0%ポイント上昇していたと推計している。また、サービス業の割合が高い都市を有する州では、失業率は更に3.5～4%ポイント上昇していた可能性が高いとされており、このことから、短時間労働給付金制度があったことによって失業率が抑えられた可能性が示唆されている。

コラム コラム1-2-1④図 短時間労働給付金制度の利用率がパンデミック以前と同等の水準だった場合の各州の失業率上昇値の推計



資料：EYストラテジー・アンド・コンサルティング（株）「令和5年度法定経営指導員育成に関する講習資料補足データ作成業務（小規模事業者の現状と役割等に関する調査研究）調査報告書」（出所）Aiyar, Shekhar and Dao, Mai, 2021. The Effectiveness of Job-Retention Schemes : COVID-19 Evidence From the German States., IMF Working Paper, No.2021/242.

（注）横線は全州平均を指す。都市名については和訳の上、表示している。

²⁴ 詳細は、独立行政法人労働政策研究・研修機構（JILPT）（2022）を参照。

3. 米国

米国は、感染症対策による外出禁止令・工場の稼働停止・店舗閉鎖といった経済活動の抑制が影響して、民間設備投資と個人消費が下押し要因となり、2020年の実質GDP成長率は-2.8%と、金融危機時の2009年以降の落ち込みとなった。これを受け米国では、連邦政府によって経済対策の策定がなされた。中小企業向けの施策としては、「給与保護プログラム（Paycheck Protection Program）」といった給与支払いなどの各種補償や運転資金供給、債務返済等免除のほか、税額控除や納税延期等の施策が実施された（三菱総合研究所 2021）。コラム1-2-1⑤図によると、米国の経済対策の予算規模は2019年で約7,403億ドルであったのに対し、2020年は約1.4兆ドルと、約1.9倍の予算規模となったことが示されている。

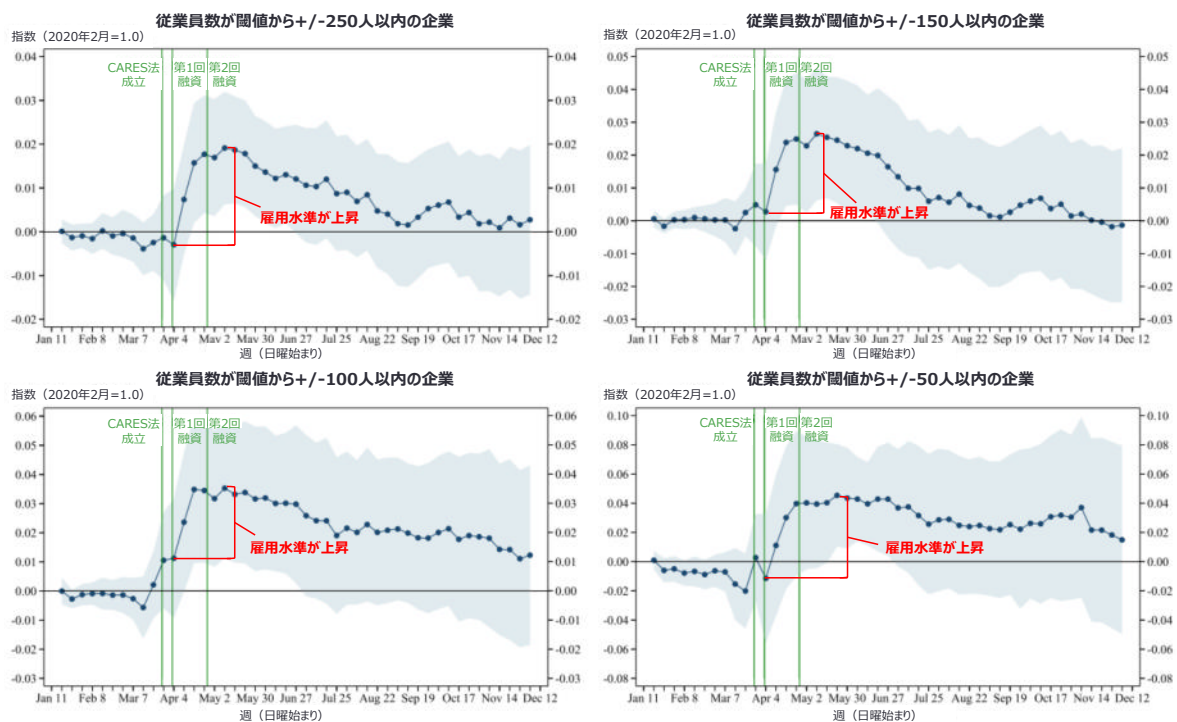
コラム 1-2-1 ⑤図 海外の中小企業施策の実績と効果（米国）

国	経済政策の予算規模		主な施策	項目	対象	施策概要	事業規模	利用実績 (中小企業の利用実績は判明している場合のみ記載)	対象における利用割合	施策の成果・効果
	2019年	2020年								
米国	7,403億ドル	1.4兆ドル	雇用維持税額控除	給与税の納税額の税額控除	新型コロナウイルスの影響により2019年比で総収入が50%以上減少した企業	2020年は従業員一人当たり年間5,000ドルまで、2021年は従業員一人当たり四半期ごとに7,000ドル（6か月の事業実施で合計14,000ドル）まで税額控除される	109億ドル（2020年）	2020年は119,834社が利用	-	雇用維持税額控除の利用率は3%未満
			有給休暇分の給与の税額控除	給与支払い分の税額控除	従業員500人未満の企業	新型コロナウイルスに関連して休暇を取った従業員に対し、有給付与を義務付けるとともに、雇用主が負担した給与額を控除	98億ドル（2020年）	2020年は1,509,611社が利用	約25%（2020年）	有給休暇分の給与の税額控除の利用率は、従業員数100人から300人の企業では約45%
			雇用主負担の給与税の繰延	給与税の納税延期	全ての雇用主	雇用主が負担する給与と納税額の納税期限を最長2022年末まで延長可能	1,236億ドル	1,026,282社が利用	-	給与課税の繰り延べを選択した事業者は3%未満
			給与保護プログラム	給与支払い補償	従業員500人以下の中小企業や501人以上であっても特定要件を満たす企業等	一事業主当たり人件費の2.5か月分までの融資を提供するもので、条件を満たせば全部又は一部の返済免除	7,858億ドル（2023年10月23日時点）	約1,133万件の融資が行われ、94%の中小企業が利用	-	2020年5月中旬に、受給資格のある企業の雇用水準を2～5%増加推計により、同時期において約360万人の雇用が維持されたと考えられる

資料：EYストラテジー・アンド・コンサルティング（株）「令和5年度法定経営指導員育成に関する講習資料補足データ作成業務（小規模事業者の現状と役割等に関する調査研究）調査報告書」

中でも給与保護プログラムは、事業者当たり人件費の2.5か月分までの融資を提供するものであるが、Autor et al. (2022) により、企業の雇用維持に与えた影響について、給与データや雇用等に関する行政データを用いた効果検証が実施されている²⁵。検証の結果、給与保護プログラムは、特に感染拡大期の2020年5月において、給与支払い補償の融資を受ける資格のある企業の雇用水準を2～5%増加させたことが示されており（コラム1-2-1⑥図）、雇用維持の寄与を推計した結果、給与保護プログラムによって2020年5月中旬に約360万人の雇用が維持されたことが示されている。

コラム 1-2-1 ⑥図 給与保護プログラムの雇用への効果（2020年）



資料：EYストラテジー・アンド・コンサルティング（株）「令和5年度法定経営指導員育成に関する講習資料補足データ作成業務（小規模事業者の現状と役割等に関する調査研究）調査報告書」（出所）Autor, David, et al., 2022. An evaluation of the paycheck protection program using administrative payroll microdata., Journal of Public Economics 211 : 104664.

（注）1. ここでいう「閾値」とは、従業員数「500人」となっている。

2. グラフの凡例については和訳を行い、雇用水準の上昇幅の表示については追記の上、表示している。

²⁵ Autor, David, et al., 2022. An evaluation of the Paycheck Protection Program using administrative payroll microdata., Journal of Public Economics 211 : 104664.

コラム

1-2-2

官民金融機関による実質無利子・無担保融資等の効果検証

1. 官民金融機関による実質無利子・無担保融資等について

未曾有の危機であった新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、多くの事業者の売上げが減少し、事業継続が危ぶまれた中、政府は臨時かつ異例の措置として、官民金融機関による実質無利子・無担保融資等（以下、「コロナ融資」という。）を実施した。2023年12月末現在までに、民間金融機関から約136万件、約23兆円、政府系金融機関から約123万件、約21兆円の貸付けが行われた。その結果、内閣府の分析によると、政府による他の支援策等の影響も相まって、2020年及び2021年の倒産件数は歴史的低水準となったとされている²⁶。

2023年5月、新型コロナウイルス感染症は5類に移行した。経済社会活動の正常化が進みつつある今、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い実施した施策の有効性とその課題を見つけることは、今後取るべき政策の方向性を定めるとともに、将来的に発生し得る危機時の制度設計の参考となる点において重要である。中小企業庁では、このような背景から、令和5年度にコロナ融資の効果検証に係る調査を実施したため、その一部を本コラムで紹介する。

2. 本分析に用いたデータについて

効果検証の実施に当たっては、一般社団法人CRD協会（以下、「CRD協会」という。）が保有するCRDデータベース²⁷並びに各地の信用保証協会、株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫及び株式会社商工組合中央金庫から提供を受けたコロナ融資に関する債権データを用いて、分析データベースを作成した。その結果、CRD協会が保有するCRDデータベース約120万社のうち、後にコロナ融資を受けた事業者が約74万社、コロナ融資を受けなかった事業者が約46万社となった。

3. コロナ融資の全体像について本分析に用いたデータについて

まずはコロナ融資を利用した事業者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前（2019年度）（以下、「事前」という。）の特徴や属性を知ること、コロナ融資の実態を把握する。コラム1-2-2①図は、コロナ融資を利用した事業者（以下、「利用者」という。）とコロナ融資を利用しなかった事業者（以下、「非利用者」という。）について、事前の信用力を決算書情報等から算出されるCRDスコア²⁸を用いて示したものである。これを見ると、利用者と非利用者とは事前の信用力で大きな差がない一方で、利用者のうち、「民間金融機関のみ」からコロナ融資を受けた事業者と「政府系金融機関のみ」からコロナ融資を受けた事業者の間には、若干、事前の信用力に差があったことが分かる。

²⁶ 内閣府（2022b）「日本経済2021－2022－成長と分配の好循環実現に向けて－」

²⁷ CRD協会が官民金融機関や各地の信用保証協会から、その取引先の決算書を毎年度匿名化の上で提供を受け、蓄積しているデータベース。

²⁸ CRD協会が独自に作成している「CRDモデル3」を用いて、決算書情報を基に計算された信用力を示す評点。0～100の値を取り、値が大きいほど信用力が高いことを示す。

コラム **1-2-2①図** コロナ融資の利用有無別に見た、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前（2019年度）の事業者の信用力（CRDスコア）

	件数	25%値	中央値	75%値	平均値
コロナ融資を利用した事業者	741,393	49	60	72	60.5
政府系金融機関のみ	100,458	46	57	68	57.4
民間金融機関のみ	553,570	50	62	74	62.0
両方から融資を受けた	87,365	45	54	65	54.8
コロナ融資を利用しなかった事業者	463,434	49	61	73	60.4

資料：（一社）CRD 協会「令和5年度中小企業における金融支援策の政策効果検証事業 調査報告書」より中小企業庁作成

（注）1. 件数は、（一社）CRD 協会が保有する CRD データベース（同協会が官民金融機関や各地の信用保証協会から、その取引先の決算書を毎年度匿名化の上で提供を受け、蓄積しているデータベース）並びに各地の信用保証協会、（株）日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫及び（株）商工組合中央金庫から提供を受けたコロナ融資に関する債権データを用いて算出した。

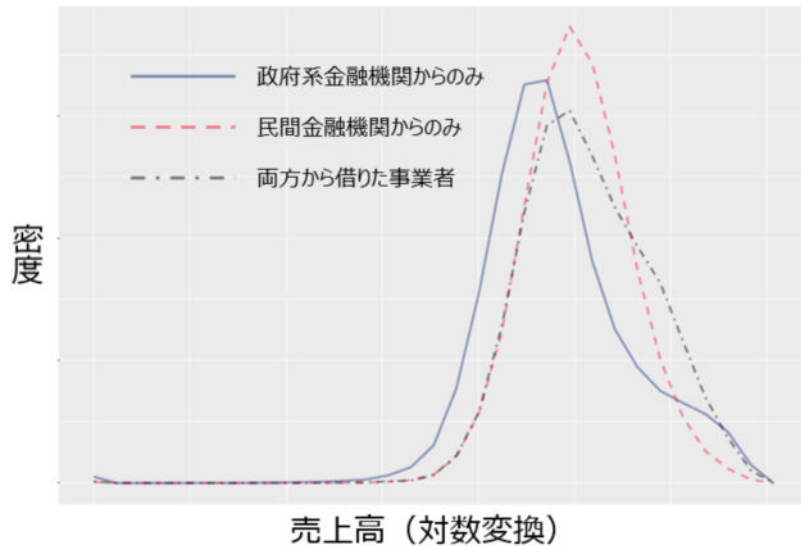
2. CRD スコアは、（一社）CRD 協会が独自に作成している「CRD モデル3」を用いて、決算書情報を基に計算された信用力を示す評点。0～100 の値を取り、値が大きいほど信用力が高いことを示す。

次に、事前の売上高規模の特徴を確認する。コロナ融資の借入先について、「政府系金融機関からのみ」、「民間金融機関からのみ」、「両方から借りた事業者」に分けた上で、事業者の売上高の分布を確認したものが、**コラム 1-2-2②図**である。これを見ると、融資対象の事業者のボリュームゾーンを示す融資対象の事業者の売上高の分布の密度の山は少しずつずれており、支援策を届けることができた事業者の規模がそれぞれで異なっていたことが分かる。

コラム

1-2-2②図

コロナ融資を利用した事業者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前（2019年度）の売上高の分布



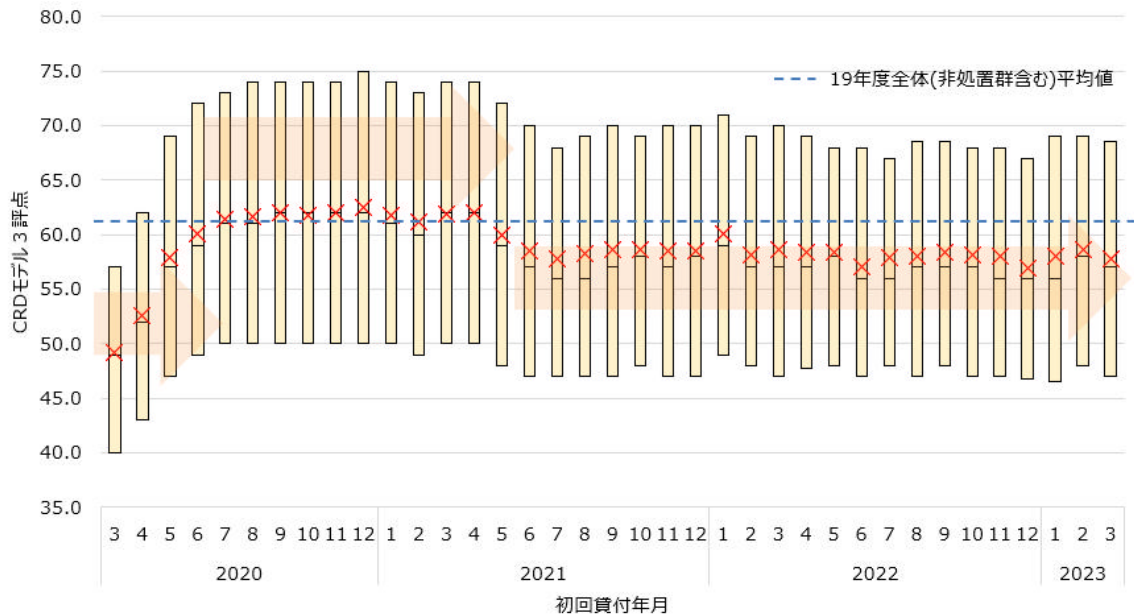
資料：（一社）CRD協会「令和5年度中小企業における金融支援策の政策効果検証事業 調査報告書」より中小企業庁作成

続いて、コロナ融資を利用した時期について確認する。コラム1-2-2③図は、コロナ融資を最初に利用した年月別に、事前の信用力を示したものである。これを見ると、コロナ融資開始初期は、危機に比較的脆弱と考えられる、事前の信用力の低い事業者を中心にコロナ融資が利用されていたことが分かる。その一方で、2020年5月の民間金融機関における実質無利子・無担保融資の開始後は、利用者の事前の信用力の平均が、全体の平均に近傍して推移しており、新型コロナウイルス感染症による影響が著しかった2020年度においては、コロナ融資は必ずしも事前の信用力が低い事業者だけではなく、幅広い事業者に利用されたと考えられる。

コラム

1-2-2③図

コロナ融資を利用した事業者の初回貸付年月別の新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前（2019年度）の信用力の分布



資料：（一社）CRD協会「令和5年度中小企業における金融支援策の政策効果検証事業 調査報告書」より中小企業庁作成
 （注）箱は四分位範囲（第一四分位、中央値、第三四分位）を表し、×は平均値を表す。

4. コロナ融資を利用した事業者の要素について

ここからは、どのような要素を持つ事業者がコロナ融資を利用したのかについてより具体的に確認する。コラム1-2-2④図は、ロジスティック回帰分析²⁹を用いてコロナ融資を利用した事業者の要素を示したものであるが、売上高や事前の借入金依存度が比較的大きい事業者は、コロナ融資を利用した確率が高かったことが分かる。また、「低支払利息基準フラグ」が有意に負であることから、従来から金利減免を受けている事業者は、コロナ融資を利用する確率が低かったことが示されている。

²⁹ コロナ融資の利用の有無に対して、ロジスティック回帰分析を用いることで、コロナ融資を利用する事業者の要素・属性の傾向が分かる。

コラム 1-2-2④図 コロナ融資を利用した事業者の要素

事業者の要素	平均限界 確率効果
売上高※ 1	0.080***
期末従業員数※ 1	-0.025***
営業利益※ 1	-0.013***
売上高前年比率	0.005***
総資産現預金比率	0.014***
借入金依存度※ 1	0.057***
設備投資額※ 1	0.014***
一人当たり付加価値額※ 1	-0.013***
CRD スコア	0.016***
低インカバ基準フラグ※ 2	0.009***
低支払利息基準フラグ※ 3	-0.059***
低 EBIT 基準フラグ※ 4	0.004**

*** p<0.01, ** p<0.05, * p<0.1

資料：（一社）CRD 協会「令和5年度中小企業における金融支援策の政策効果検証事業 調査報告書」より中小企業庁作成

（注）1. 売上高、期末従業員数、営業利益、借入金依存度、設備投資額、一人当たり付加価値額については、対数変換後の数値を用いている。

2. 国際決済銀行を参考に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前（2019年度）の決算書上、インタレストカバレッジレシオ（営業利益/支払利息）が3年連続1未満かつ業歴10年以上の企業のフラグ。

3. Caballero, Hoshi and Kashyap (2008)³⁰を参考に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前（2019年度）の決算書上、実際の支払利息が必要最低支払利息（長短プライムレートより計算）を下回った企業のフラグ。

4. Fukuda and Nakamura (2011)³¹を参考に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前（2019年度）の決算書上、実際の支払利息が必要最低支払利息を下回り、かつ、EBIT（税引前当期純利益＋支払利息）が必要最低支払利息を下回っており、かつ、負債比率が0.5を超える企業のフラグ。

5. コロナ融資とデフォルト率について

次に、コロナ融資が事業者のデフォルト率に与えた影響を確認する。コラム1-2-2⑤図は、CRDデータベースにて利用者と非利用者のデフォルト実績を比較することで、その効果について比較分析を行ったものである³²。これを見ると、利用者は非利用者と比較して、顕著にデフォルト率が抑制されていることが分かる。

³⁰ Caballero, Ricardo J., Takeo Hoshi, and Anil K. Kashyap, 2008. Zombie Lending and Depressed Restructuring in Japan, American Economic Review, vol.98 (5), pp.1943-77.

³¹ Shinichi, Fukuda, and Junichi, Nakamura, 2011. Why Did 'Zombie' Firms Recover in Japan?, World Economy, vol.34 (7), pp.1124-1137.

³² 単純な比較分析では、その属性（財務状況等）の違い等により正当に効果を分析することが難しいことから、傾向スコアを算出後、利用者と非利用者それぞれの傾向スコア上位50%に入る事業者に絞って分析を行った。これにより、利用者と似た属性（財務状況等）を持つ事業者間でデフォルト率に差が出るかを確かめることができる。

コラム 1-2-2⑤図 コロナ融資とデフォルト率

	サンプル数		デフォルト率	
	コロナ融資		コロナ融資	
	利用者	非利用者	利用者	非利用者
2020年度	350,760	71,794	0.14%	1.33%
2021年度	350,267	70,837	0.44%	1.01%
2022年度	348,743	70,120	0.81%	1.17%

資料：（一社）CRD 協会「令和5年度中小企業における金融支援策の政策効果検証事業 調査報告書」より中小企業庁作成

なお、分析に当たっては、その他支援（持続化給付金や雇用調整助成金等）による影響も考慮した方が良いと考えられる。コラム1-2-2⑥図は、その他支援について、「2020年度もしくは2021年度の決算データにおける『その他営業外収益』が2019年度に比べ200万円以上増加した事業者」を「その他支援あり」事業者としてフラグを立てて分析したものである。これを見ると、その他支援の有無に限らず、利用者は非利用者と比較してデフォルト率が大幅に下がっていることが分かる。

コラム 1-2-2⑥図 コロナ融資とデフォルト率（その他支援の有無別）

その他支援あり					その他支援なし				
	サンプル数		デフォルト率			サンプル数		デフォルト率	
	コロナ融資		コロナ融資			コロナ融資		コロナ融資	
	利用者	非利用者	利用者	非利用者		利用者	非利用者	利用者	非利用者
2020年度	183,926	30,903	0.10%	0.54%	2020年度	166,834	40,891	0.19%	1.93%
2021年度	183,746	30,737	0.39%	1.00%	2021年度	166,521	40,100	0.49%	1.02%
2022年度	183,037	30,431	0.94%	1.48%	2022年度	165,706	39,689	0.66%	0.94%

資料：（一社）CRD 協会「令和5年度中小企業における金融支援策の政策効果検証事業 調査報告書」より中小企業庁作成

6. コロナ融資と雇用について

続いて、コロナ融資が雇用に与えた影響を確認する（コラム1-2-2⑦図）。

まず、その結果、「2019-2021年（コロナ禍）」の期間において、期末従業員数や人件費に、統計的に有意な正の効果があることが示されており、コロナ融資は、期末従業員数の維持や人件費の維持・増加に資したと考えられる。

また、雇用はその他支援（雇用調整助成金や持続化給付金等）の有無によって、その効果が変わると予想できることから、その他支援の有無別でも分析を実施した。その結果、「その他支援あり」の場合は、「2019-2021年（コロナ禍）」の期間において、集計対象全体の推定値を上回る上昇率が見られることから、コロナ融資によってその効果は補強されたと考えることができる一方で、「その他支援なし」の場合は、人件費は引き続き効果が見られたが、期末従業員数に関する効果が有意ではなくなった。

これらのことから、コロナ融資は、人件費の維持・増加に資する効果が示唆されるとともに、その他支援と組み合わせることで期末従業員数の維持に資する効果もあると考えられる。

コラム 1-2-2⑦図 コロナ融資と雇用

IPW-DID (コロナ融資利用者と非利用者の変化率の差)		
	2018-2019 (コロナ前)	2019-2021 (コロナ禍)
期末従業員数	0.18%*** (0.06%)	0.28%*** (0.06%)
人件費	-4.33%*** (0.24%)	6.46%*** (0.25%)
その他支援あり		
期末従業員数	0.13%* (0.07%)	0.43%*** (0.08%)
人件費	-4.16%*** (0.30%)	6.58%*** (0.30%)
その他支援なし		
期末従業員数	0.09% (0.09%)	0.08% (0.10%)
人件費	-4.75%*** (0.41%)	7.11%*** (0.43%)

*** p<0.01, ** p<0.05, * p<0.1

資料：(一社)CRD 協会「令和5年度中小企業における金融支援策の政策効果検証事業 調査報告書」より中小企業庁作成

(注) 1. 算出した傾向スコアを用いて、逆確率で重み付けした上で、差の差分分析を実施したもの。

2. 図内の数値は、2018-2019年(コロナ前)、及び2019-2021年(コロナ禍)の期間における、コロナ融資利用者と非利用者間の期末従業員数、人件費の変化率の差を示したもの。なお、()内の数値は、標準誤差を表す。

7. コロナ融資利用後の事業者のパフォーマンスについて

最後に、コロナ融資による事業者のパフォーマンスへの影響についても確認する。データによる制約からコロナ融資利用後のパフォーマンスとして観測できたのは2022年決算までの情報となるため、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後のパフォーマンスを加味して評価することはできていないが、分析の結果、コロナ融資の利用者と非利用者を比較した際、コロナ融資利用後の事業者のパフォーマンスが改善される効果は確認できていない。コロナ融資が売上高の減少を要件としていたことや、コロナ融資の利用者がその利用有無を自ら選択した事業者であることで、自己選択によるバイアスがあり得ることから、本分析で推計された結果について、コロ

ナ融資と事業者のパフォーマンスの間に必ずしも因果関係を示すものではないことに留意の必要がある。それを踏まえた上で、一例として信用力を示すCRD評点について確認すると、2021年データと比較して、2022年データを用いた推計では、利用者の評点の減少の度合いは縮小しており、改善の兆しが見られると言える（コラム1-2-2⑧図）。

コラム 1-2-2⑧図 コロナ融資利用後の事業者のパフォーマンス

IPW-DID (コロナ融資利用者と非利用者の変化分の差)			
	2018-2019 (コロナ前)	2019-2021 (短期)	2019-2022 (中期)
CRD評点	-0.19*** (0.03)	-3.11*** (0.03)	-2.45*** (0.04)

*** p<0.01, ** p<0.05, * p<0.1

資料：中小企業庁「令和5年度中小企業における金融支援策の政策効果検証事業 調査報告書」より中小企業庁作成

(注) 1. 算出した傾向スコアを用いて、逆確率で重み付けした上で、差の差分分析を実施したもの。
2. 数値は、2018-2019年（コロナ前）、2019-2021年（短期）、2019-2022年（中期）の各時点間のCRD評点について、コロナ融資利用者の変化から、非利用者の変化を引いた差を示したもの。2019-2021間の差と2019-2022間の差を比較した際に、利用者の評点の減少の度合いが縮小していることが分かる。

8. まとめ

以上、コロナ融資に関する効果検証の概要を紹介した。本分析を通じて、コロナ融資の全体像をつかむことができたとともに、その効果についても示唆を得ることができた。得られた示唆を大まかにまとめると下記のとおりとなる。

- (1) コロナ融資によって、デフォルト率は大幅に抑制された
 - (2) コロナ融資によって、雇用の維持に一定の効果が見られた
 - (3) コロナ融資によって、事業者のパフォーマンスが改善する効果は、現時点では確認することができなかった
- 結果を解釈する上では、コロナ融資には売上高減少要件があることから新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い業況が悪化した事業者が利用していることが前提にあること、事業者がコロナ融資を受けるか受けないか選択できるという制度の仕組み上、本分析では事業者の自己選択によるバイアスが必ずしも排除できないことを踏まえ、必ずしも因果効果を示すものではないことに留意が必要である。

また、本分析では、データの制約により、2022年決算時点までの分析に限定された。したがって、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行した後の経済回復については勘案されておらず、必ずしもコロナ融資利用後の事業者のパフォーマンスを十分に観測できているとは言えない。これらを踏まえて、2024年度においても、引き続き2023年以降の決算データを用いて分析を継続し、コロナ融資の効果を検証する必要がある。

コラム

1-2-3

民間金融機関による早期の経営改善支援の促進

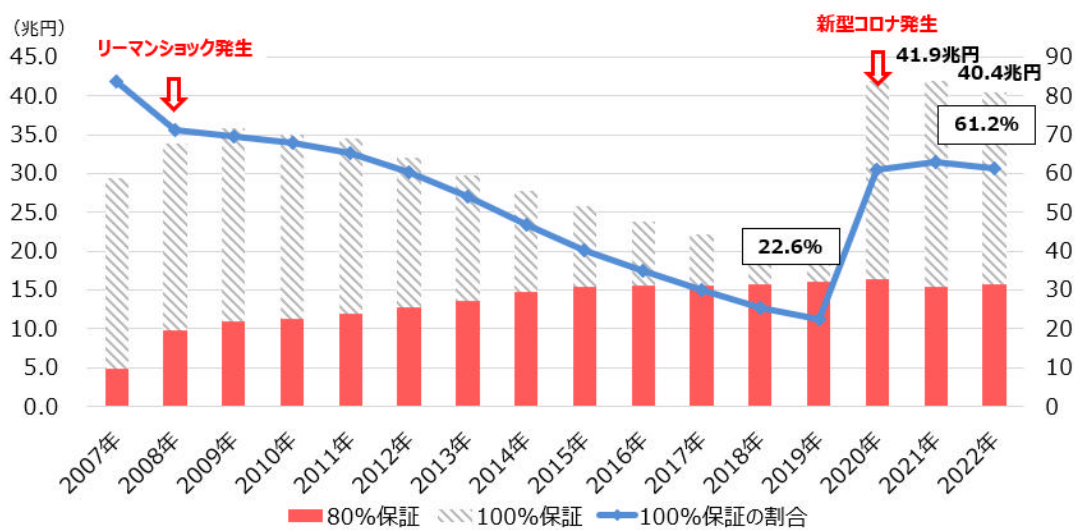
1. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大で増大した100%保証付融資

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い民間金融機関における実質無利子・無担保融資（以下、「民間ゼロ融資」という。）を積極的に進めた結果、中小企業の資金繰り環境は改善し、倒産件数は抑制された。一方で、100%保証付融資が中心となっている中小企業は増加しており、こうした企業への支援の強化は喫緊の課題である。

コラム

1-2-3①図

信用保証協会の100%保証付融資の割合及び保証債務残高の推移



資料：中小企業庁「中小企業政策審議会金融小委員会（第12回）資料2 事務局説明資料」（2024年3月29日）

2. 新型コロナウイルス感染症の感染期においてメインバンクが果たした役割

中小企業庁では、(株)帝国データバンクのデータ³³を用いて、「コロナ禍³⁴でメインバンク³⁵を変更した中小企業」と「コロナ禍でメインバンクを変更していない中小企業」の「コロナ禍における売上高営業利益率と自己資本比率の変化幅³⁶」を比較し、経営改善状況を確認した。

まず、コラム1-2-3②図は、メインバンクの変更割合の推移を見たものである。これを見ると、「心のメイン³⁷」、「融資額メイン①³⁸」、「融資額メイン②³⁹」のいずれにおいても、コロナ前⁴⁰と比較して、コロナ禍の方がメインバンクを変更した中小企業が多いことが分かる。

³³ 2017年度、2019年度、2022年度の全てにおいて、メインバンクが判明している企業を対象としている。なお、異常値排除は上下5%を設定している。

³⁴ ここでいうコロナ禍は、2019年度～2022年度のことを指す。

³⁵ ここでいうメインバンクは、「心のメイン」と「融資額メイン①」、「融資額メイン②」の三つのことを指す。

³⁶ ここでいうコロナ禍における売上高営業利益率と自己資本比率の変化幅は、2019年度時点と2022年度時点の変化の差分のことを指す。

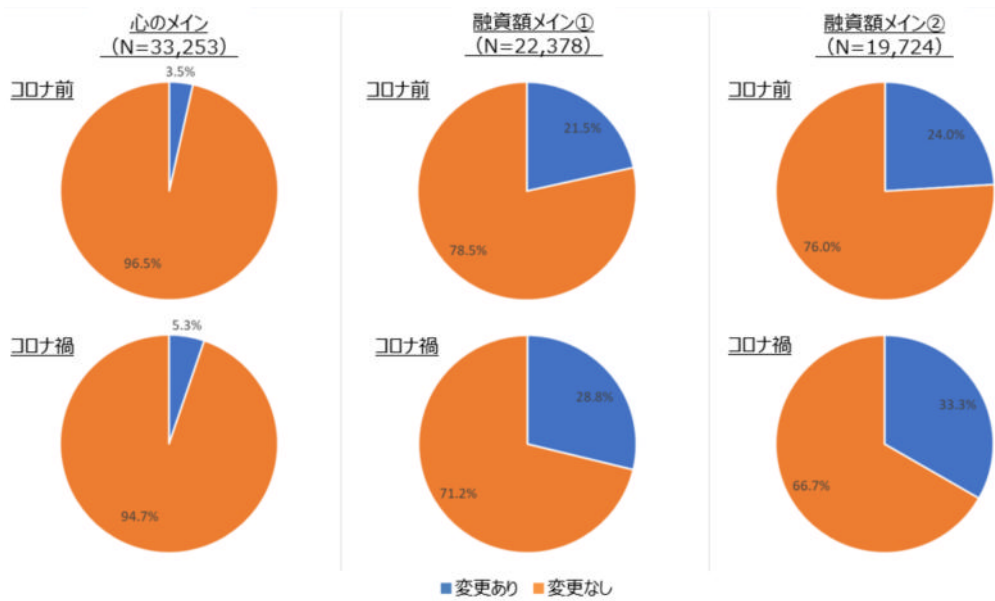
³⁷ 「心のメイン」とは、(株)帝国データバンクの調査の結果、事業者がメインバンクとみなしていた金融機関のことを指す。

³⁸ 「融資額メイン①」は、借入金合計が最も多い金融機関のことを指す。

³⁹ 「融資額メイン②」は、長期借入金が最も多い金融機関のことを指す。

⁴⁰ ここでいうコロナ前は、2017年度～2019年度のことを指す。

コラム 1-2-3②図 メインバンクの変更割合の推移



資料：中小企業庁「中小企業政策審議会金融小委員会（第12回）資料2 事務局説明資料」（2024年3月29日）

続いて、コラム1-2-3③図は、コロナ前にメインバンクを変更していない企業について、コロナ禍でのメインバンクの変更有無による経営改善への影響を見たものである。これを見ると、メインバンクについて「コロナ禍に変更なし」の中小企業は、「コロナ禍に変更あり」の中小企業よりも、売上高営業利益率の減少幅が小さく、自己資本比率の増加幅が大きいことが分かる。この結果の一つの要因として、メインバンクであり続ける金融機関が手厚い経営支援を行ったことにより経営改善につながった可能性が推察され、メインバンクの果たす役割は大きいと考えられる。

コラム 1-2-3③図 メインバンクの変更有無による経営改善への影響

指標	心のメイン			融資額メイン①			融資額メイン②		
	コロナ禍に変更あり	コロナ禍に変更なし	平均の差分	コロナ禍に変更あり	コロナ禍に変更なし	平均の差分	コロナ禍に変更あり	コロナ禍に変更なし	平均の差分
売上高営業利益率の変化 (%)	-0.46	-0.36	0.10	-0.52	-0.42	0.10	-0.59	-0.47	0.12 *
自己資本比率の変化 (%)	1.11	1.89	0.78 ***	1.36	1.78	0.42 ***	1.30	1.75	0.45 ***

平均の差分：「変更なし」の平均値－「変更あり」の平均値
【T検定】*:10%有意、**:5%有意、***:1%有意

資料：中小企業庁「中小企業政策審議会金融小委員会（第12回）資料2 事務局説明資料」（2024年3月29日）

3. 民間金融機関による早期経営改善計画策定支援

中小企業の早期の経営改善への取組を後押しするべく、2024年2月から「早期経営改善計画策定支援」について、税理士や中小企業診断士などに加えて、民間金融機関にも、一定の要件の下で、中小企業が計画策定支援を

依頼できるようにする時限的な措置を開始した。

支援を受ける中小企業（以下、「支援対象者」という。）が民間ゼロゼロ融資を利用していることや、支援を行う金融機関が支援対象者のメインバンク⁴¹であること、支援対象者に対する融資総額が民間ゼロゼロ融資の保証債務残高の2倍以内であることを要件としており、民間ゼロゼロ融資中心の中小企業に対する、メインバンクによる重点的な支援を促すものとしている。

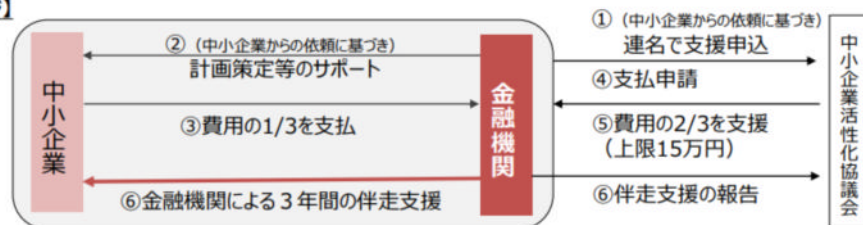
コラム	1-2-3④図	「早期経営改善計画策定支援」を活用した民間金融機関による経営改善支援の促進
-----	---------	---------------------------------------

【制度概要】

- ❑ 中小企業の早期の経営改善への取組を後押しするべく、中小企業が、民間金融機関に対しても、資金繰り計画やビジネスモデル俯瞰図、アクションプランといった計画策定の支援を依頼できることを目的とする。
- ❑ 実施期間：**2024年2月より1年間**
- ❑ 補助額等：**補助上限15万円**（計画策定費用の2/3を上限として補助）
- ❑ 下記①～④のすべてに該当すること。また、**金融機関による3年間の伴走支援**が必要。
 - ① 支援を受ける中小企業（以下、「支援対象者」という）は、民間ゼロゼロ融資（借換分^(注1)を含む）を利用しており、利用申請時点において当該融資の残高があること
 - ② 支援を行う金融機関は、原則、支援対象者のメインバンク^(注2)であること
 - ③ 支援を行う金融機関における、支援対象者の民間ゼロゼロ融資（借換分^(注1)を含む）の保証債務残高が2,000万円以下であること
 - ④ 支援を行う金融機関の支援対象者に対する融資総額が、民間ゼロゼロ融資（借換分^(注1)を含む）の保証債務残高の2倍以内であること

注1) 本件における借換分とは、民間ゼロゼロ融資を借り換えて、民間ゼロゼロ融資でない保証協会付融資になっている場合を含む。借換えの際、追加融資を伴う場合、残高は追加融資分を含んだ融資残高とする。
 注2) 本件におけるメインバンクとは、上記融資の利用申請時点または利用申請の直近決算時点の融資残高が、最も多い金融機関をいう。ただし、取引年数や取引状況等を勘案した上で、支援対象者がメインバンクと認める場合はこの限りでない。

【手続きイメージ】



資料：中小企業庁『「早期経営改善計画策定支援」を活用した民間金融機関による経営改善支援の促進について』（2023年12月26日）

ここからは、実際に「早期経営改善計画策定支援」を活用した経営改善支援に取り組む民間金融機関の事例を紹介する。

⁴¹ ここでいうメインバンクは、民間ゼロゼロ融資（借換分を含む）の利用申請時点又は本事業の利用申請の直近決算時点の融資残高が最も多い金融機関を基本とするが、取引年数や取引状況等を勘案した上で、支援対象者がメインバンクと認める場合はこの限りでない。

事例：桐生信用金庫

桐生信用金庫は、群馬県桐生市に本店、同県太田市に本部を置き、2025年に創立100年を迎える信用金庫である。桐生信用金庫は、2021年に策定した中期経営計画にて、事業者に対する経営サポート強化を掲げ、突発的破綻の防止・債務者区分のランクアップに努めることで経営者としてしっかりと向き合った伴走型支援を実施している。新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、今後は更なる経営改善・再生支援の強化が必要との考えから、2023年2月には、融資部に「経営サポートセンター」を設置。原田隆経営サポートセンター長を中心とする専属職員4名の体制で支援に取り組んでいる。中小企業診断士の資格を有する職員もおり、専門性を持った経営改善計画策定支援等が可能な体制を構築している。

桐生信用金庫では、民間ゼロゼロ融資の返済開始が本格化する中、民間ゼロゼロ融資を利用した中小企業のフォローアップとして、早期経営改善計画策定支援事業を活用することとしている。具体的には、現状返済条件の変更等は必要ないと考えられるが、資金繰りが不安定ないしは売上げが減少傾向にある中小企業などを対象として、営業店の職員が訪問し、まずは、計画策定支援のニーズを把握する。この際、「自社の経営状況を客観的に把握したい」、「自社のガバナンス体制の整備状況を確認・整備したい」、「支援金融機関から経営に関するアドバイスが欲しい」、「経営改善の取組をフォローアップしてほしい」といった事業者のニーズを広範に聞き取る。その上で、支援ニーズがある事業者に対して、経営サポートセンターの職員が個別にフォローの上、計画策定を行うこととしている。事業者の外部環境や内部環境の深掘りなど、中小企業診断士のスキル等をいかした計画策定支援が桐生信用金庫の強みだ。対象先は約400先になると見ており、幅広く事業者支援を行っていく方針である。

コラム 1-2-3⑤図 経営サポートセンター原田センター長と、桐生信用金庫本部（群馬県太田市）



第5節 まとめ

第2章では、2023年5月の感染症の5類移行を受けて、2020年以降の感染症の日本経済や中小企業・小規模事業者への影響について、総括的に分析を行った。

2020年は、諸外国でのロックダウン実施、国内でも初の緊急事態宣言が発出されて以降、工場の稼働停止等に伴うサプライチェーンの切断などにより生産活動が停滞、外出自粛により消費活動が抑制されたことで、需要・供給双方に対して深刻な影響を及ぼした。緊急事態宣言解除後の第3四半期には、ゼロコロナ政策を受けて、アメリカ、EUよりも先行的に生産再開をした中国からの外需拡大や、テレワークやオンライン会議等のためのパソコン需要、外出抑制下でのテレビ、エアコン等の耐久財需要等を受けて、国内生産は回復を見せた。一方で、国内消費は感染拡大前の水準に戻らず、経済社会活動の抑制が長期化していた。中小企業・小規模事業者において、感染症の影響で売上高減少や収益悪化が深刻となったことから、政府は資金繰り支援などの流動性確保や、給付金の施策を実施し、事業維持に向けた対策を強化した。また、2020年7月以降に実施された「Go To トラベル事業」、2020年10月以降に実施された「Go To イート事業」など、政府の消費喚起策を感染収束期において実施したことにより、第3四半期、第4四半期ではサービス消費が一時的に回復した。しかし、新規感染者数が増加したことで、これらの施策は停止されることになった。

2021年は、第1四半期において、生産活動が回復し、外需回復を受けてアジア向けを中心に輸出が増加した一方、国内では再度発出された緊急事態宣言の影響により個人消費が再び低下した。第2四半期においても、輸出が増加したものの、米国や欧州を中心としたワクチン購入などが本格化し、輸入も増加。国内では、4月からの緊急事

態宣言発出の一方、長引く自粛の下での消費意欲回復も見られ、消費については一進一退の動きが続いていた。第3四半期には、緊急事態宣言の再発出・延長で消費が落ち込んだとともに、海外経済の回復鈍化等を背景に、東南アジアでの感染拡大による部品供給不足などの供給制約が影響して生産も落ち込み、自動車を始めとする財輸出の減少にもつながった。これ以降、10月には全都道府県で緊急事態宣言が解除され、経済社会活動に一定程度、回復の兆しが見られた。こうした状況の中で、政府は危機対応のための資金繰り支援等の施策を継続する一方で、中小企業・小規模事業者が新たな需要に対応するための事業再構築の取組を支援する施策等を実行した。

2022年は、2月より生じたロシアによるウクライナ侵略、3月から5月にかけての中国のロックダウンや、半導体等の部品不足といった供給制約が生産の低下を一時的に引き起こしたが、総じて経済は回復傾向にあった。諸外国と比べて入国規制の緩和を段階的に行ったことから、サービス輸出は低調であったものの、感染拡大によるデジタル関連財の需要から財輸出は増加した。個人消費も、オミクロン株など感染力の強い変異株の流行により、新規陽性者数は増加したものの、感染症と経済社会活動との両立を目指す「ウィズコロナ」の下で回復傾向にあった。こうした状況の中で、政府は「中小企業活性化パッケージ」を策定し、資金繰り支援の継続のほか、債務が増大した中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを促す総合的な支援を通じ、「アフターコロナ」を見据えた施策を展開した。

さらに本章では、感染拡大により激変する外部環境に対応するべく、中小企業・小規模事業者が、政府の様々な施策を活用して従業員の雇用を維持し、生き残りを模索したことを明らかにした。まず、テレワークの普及による働き方の変

化、ECの活用といったデジタルツールの活用など、デジタル化等の新たな変化に適応していった中小企業・小規模事業者も見られたことが分かった。加えて、感染症の影響によって生じた新たな需要を捉えるため、新規の商品・サービス開発などに取り組んだ側面も明らかになった。

中小企業・小規模事業者向けの各種施策の効果

については、雇用調整助成金や企業の努力によって、失業率が比較的低い水準で抑えられたことや、資金繰り支援や補助金等の様々な政府施策によって、中小企業・小規模事業者の事業継続が図られたことにより、倒産や休廃業が抑制されたことも確認した。